

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	委員報酬	138	委員報酬	0	委員報酬	414
	食料費	当日賄い	4	当日賄い	0	当日賄い	11
	役務費	郵便料	1	郵便料	1	郵便料	5
	使用料及び賃借料	会場使用料	3	会場使用料	0	会場使用料	11

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	民生委員推薦会開催数	5	2	0	5	5	19年度、22年度、25年度は一斉改選
	推薦会出席委員数	61 (51)	24 (20)	0	70 (55)	70 (60)	()は報酬支払い対象委員数
	委員実績数（年度末）	189	195	195	200	200	民生・児童委員数
		13	14	14	15	15	主任児童委員数

（問題点・課題）	<p>民生委員・児童委員の推薦要件において、年齢基準が平成22年度より67歳未満に引き上げられたが、就労者の高齢化により留守がちであったり、生活困窮者、高齢者、障害者、子育て世帯など民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており業務量が年々増加しつつあり、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が困難な状況にある。</p>
他地区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。	代行者の負担の軽減
民生委員・児童委員活動の周知・PR	民生委員・児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、民生委員・児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	鈴木 真美	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	活動費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法 民生委員法施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第16、17条、18条 主任児童委員設置運営要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	地方自治法第2条第3項別表1第16 民生・児童委員協力員事業実施要
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p>民生委員・児童委員が、民生委員法第14条に規定された職務を遂行するために必要な費用弁償として、活動費を支給する。</p> <p>第1項 住民の生活状況を必要に応じて適切に把握しておくこと。 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。</p> <p>第2項 その他必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p>				
対象者等	<p>民生委員・児童委員：定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 平成22年度一斉改選後 定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 （改選後：南千住東地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 南千住西地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名） 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 / 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 東尾久地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名 / 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 日暮里地区 民生・児童委員42名 主任児童委員3名</p> <p>定員配置基準：220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準：民生委員・児童委員の定数39人以下 2人、民生委員・児童委員の定数40人以上 3人 民生・児童委員協力員定数：1地区民児協に対し3名まで</p>				
内容	<p>在職月数分の活動費を4ヶ月毎に支給する。支給月：7月、11月、3月 [代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円] [区上乗せ 3,200円 3,000円 2,700円 0円]</p> <p>民生委員法第26条（都道府県が支弁する費用） 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。</p>				
経過	<p>平成6年1月1日 主任児童委員制度新設 活動費の増額：東京都負担金は平成8年度まで毎年代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額していた。その後、平成11年度は代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額した。区上乗せ分は一斉改選の翌年度に月額300円増額していたが、平成11年度、14年度、17年度及び20年度は増額していない。</p> <p>平成16年度の一斉改選に伴い尾久地区・日暮里地区各1名定数増 平成18年10月 特例改定により町屋地区1名定数増 平成19年度の一斉改選に伴い、尾久地区を東尾久地区・西尾久地区に分割（地区増設・主任1名定数増）、日暮里地区1名定数増 平成20年7月1日に都制度の民生委員・児童委員協力員を導入。荒川地区・町屋地区・西尾久地区において各地区3名ずつ委嘱。（平成20年7月期より活動開始） 平成22年度の一斉改選に伴い、南千住地区を南千住東地区・南千住西地区分割。（地区2名定数増・主任1名定数増）</p>				
必要性	民生委員・児童委員が職務を遂行するために必要な交通費等を支給する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	28,209	28,445	28,445	28,722	29,789	29,789	29,928	
決算額（22年度は見込み）	27,935	28,366	28,162	28,131	28,869	29,042	29,928	
人件費		4,310	4,270	4,270	4,235	4,072		
【事務分担量】（%）		50	50	50	50	50		
合計（+）	27,935	32,676	32,432	32,401	33,104	33,114	29,928	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,265	21,652	21,438	21,414	22,067	21,752	23,001	
その他（特定財源）								
一般財源	6,670	11,024	10,994	10,987	11,037	11,362	6,927	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）	196	196	197	198	198	198	200
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	14	14	14	15
	相談・支援件数（延べ）	4,263	3,969	4,127	3,988	3,545	3,191	
	協力員定数	-	-	-	-	18	18	18

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳 報償費	活動費 都基準区上乗せ 会長 (14,000+3,200) × 1人 × 12月	207	活動費 都基準区上乗せ 会長 (14,000+3,200) × 1人 × 12月	207	活動費 都基準区上乗せ 会長 (14,000+3,200) × 1人 × 12月	207
	地区会長 (9,000+3,000) × 5人 × 12月	720	地区会長 (9,000+3,000) × 5人 × 12月	720	地区会長 (9,000+3,000) × 5人 × 12月 + (9,000+3,000) × 1人 × 4月	768
	一般委員 (8,600+2,700) × 延べ2,274人	25,696	一般委員 (8,600+2,700) × 延べ2,304人	25,753	一般委員 (8,600+2,700) × 192人 × 12月 + (8,600+2,700) × 1人 × 4月	26,080
	主任児童委員 (8,600+2,700) × 延べ168人	1,898	主任児童委員 (8,600+2,700) × 延べ168人	1,898	主任児童委員 (8,600+2,700) × 14人 × 12月 + (8,600+2,700) × 1人 × 4月	1,944
	協力員 4,300 × 9人 × 9月	348	協力員 4,300 × 9人 × 12月	464	協力員 4,300 × 18人 × 12月	929

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	民生委員・児童委員定数	212 (210)	212	212	215 (212)	216	()内は当該年度改選前等定数
	相談・支援件数	3,988	3,545	3,191	3,200	3,200	

（問題点・課題分析）
生活困窮者や高齢者・障害者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており、業務量が年々増加しつつある。また、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な住民を地域で支える仕組みが求められており、地域の中での民生児童委員の役割はますます重要となっている。一方、定年制（再任73歳未満、新任67歳未満、東京都選任要綱）や就労者の高年齢化に伴い、地区によっては候補者が上がらず欠員が生じるなど、適任者の確保が難しい状況にある。

他区の実施状況
（実施 22 区 未実施 区）
・活動費を上乗せしている区：12区
千代田・中央・港・文京・台東・目黒・太田・中野・北・練馬・足立・葛飾
・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：4区
新宿・品川・杉並・江東

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、地域に密着した活動が期待できるとともに、より円滑に協議会の運営を行うことができる。
民生児童委員活動の周知・PR	民生児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、これまで以上に民生児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につなげる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会議事録
（要旨）

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	民生委員指導事務費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	鈴木 真美	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	指導事務費（01-04-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法 民生委員施行令第11条 児童福祉法第16、17、18条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表1第16 民生・児童委員協力員事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 平成22年度一斉改選後 定数215名を予定（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 【各地区定数】 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 （改選後：南千住東地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 南千住西地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名） 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 / 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 東尾久地区 民生・児童委員25名 主任児童委員2名 / 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準：220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準：民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 / 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人 民生・児童委員協力員定数：1地区民児協に対し3名まで				
内容	委員事務費：委員活動に要する事務費用（年間@2,500円） 協議会補助：協議会運営に要する費用（事業補助：1,500,000円＋管外視察研修補助：860,000円） 民生委員・児童委員委嘱、解嘱 一斉改選：3年ごと（現在の任期 平成19年12月1日～平成22年11月30日） 欠員補充：随時（都の締切、年4回） 辞任及び解職：随時 民生委員協議会（6地区）：月1回開催 地区会長協議会：月1回開催 民生委員研修会：年1回開催 3年に1度（一斉改選年）：区民生委員・児童委員大会開催 区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） ・委員研修会 年1回開催 ・部会活動（児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報） 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 ・管外視察研修 各地区年1回開催				
経過	民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成9年度までは1人につき25,000円を社協を経由して交付。10年度から区で直接交付（160人分 400万円）、12年度単価を20,000円に減額、13年度単価15,000円、14年度単価10,000円、15年度から単価5,000円				
必要性	毎月の会議にかかる経費（区からの連絡や依頼事項を行う連絡会、地区民協内の連絡や検討を行う協議会の2部形式で開催）や、日頃の活動に必要な福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,442	3,547	3,546	4,823	3,603	3,592	4,643	
決算額（22年度は見込み）	4,114	3,313	3,327	4,178	3,116	3,286	4,643	
人件費		4,310	4,270	4,270	4,235	4,072		
【事務分担当】（%）		50	50	50	50	50		
合計（+）	4,114	7,623	7,597	8,448	7,351	7,358	4,643	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,627	1,687	1,126	1,639	1,143	1,104	1,746	
その他（特定財源）								
一般財源	2,487	5,936	6,471	6,809	6,208	6,254	2,897	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	管外研修補助単価	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	民生委員協議会開催日数	39	39	39	41	46	46	48
	民生委員協議会出席委員数（延べ）	2,104	1,983	2,058	2,081	2,084	2,116	
管外研修参加者数	160	156	165	158	158	166		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員事務費	533	委員事務費	528	委員事務費	595
職員旅費	管外研修職員随行旅費	2	管外研修職員随行旅費	15	管外研修職員随行旅費	14	
食糧費	民生委員協議会賄い	103	民生委員協議会賄い	101	民生委員協議会賄い	146	
一般需用費	事務用消耗品	29	事務用消耗品	23	事務用消耗品	43	
	委嘱・解職用消耗品	42	委嘱・解職用等消耗品	17	委嘱・解職用等消耗品	619	
	名簿貼り込みシール印刷	44	名簿貼り込みシール印刷	38	民生委員・児童委員名簿印刷	417	
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料	121	民生委員協議会開催通知郵送料等	109	民生委員協議会開催通知郵送料等	155	
	協力員ボランティア活動保険料	2	協力員ボランティア活動保険料	3	協力員ボランティア活動保険料	6	
委託料	退任者感謝状筆耕	5	退任者感謝状筆耕	2	退任者感謝状筆耕	16	
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料・協力員連絡会会場使用料	55	合同民生委員協議会会場使用料	54	合同民生委員協議会・委嘱状伝達式会場使用料	129	
負担金補助及び交付金	民生委員協議会事業補助金	2,159	管外研修職員随行旅費	56	管外研修職員随行旅費	143	
	管外研修職員随行旅費	21	民生委員協議会事業補助金	2,340	民生委員協議会事業補助金	2,360	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	研修会参加者数	158	158	166	168	168	22年度は見込み
	民生委員協議会出席率	92.2%	90.6%	91.6%	93.0%	95.0%	出席委員数÷委員現数

（問題点・課題） （指標分析）	生活困窮者や高齢者・障害者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており、業務量が年々増加しつつある。また、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な住民を地域で支える仕組みが求められており、地域の中での民生児童委員の役割はますます重要となっている。一方、定年制（再任73歳未満、新任67歳未満、東京都選任要綱）や就労者の高齢化に伴い、地区によっては候補者が上らず欠員が生じるなど、適任者の確保が難しい状況にある。
	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、地域に密着した活動が期待できるとともに、より円滑に協議会の運営を行うことができる。
民生児童委員活動の周知・PR	民生児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、これまで以上に民生児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につなげる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域活動の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

況議 （要旨） 会質 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート(平成22年度)

No1

事務事業名	生業資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美	
			担当者名	鈴木 早智子	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)			貸付事務費(01-05-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	29年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領、荒川区生業資金貸付審査会設置運営要綱		
終期設定	有	無	22年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕					
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕					
目的	一般金融機関などから融資を受ける事が困難な区民に対し、区が独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。						
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てている1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。						
内容	<p>借入申請を受け付けた後、訪問調査等を行い、生業資金貸付審査会の審査を経て貸付を決定する。その後貸付決定の通知を送付し、指定口座に貸付金額を振り込む。設備費等の領収書を提出してもらい、6カ月の据置き期間経過後に返還開始となる。</p> <p>〔貸付要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、ただちに事業を開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること(ただし、非課税でも可) ・確実な1名の連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること <p>〔限度額〕 200万円 〔利率〕 年 1.00% 〔返還方法〕 元利均等月賦償還(54回払い)5年以内(据置期間6ヵ月含む) 〔延滞金〕 延滞元金につき10.95% 〔審査委員メンバー〕 福祉部長・福祉推進課長・保護課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p>						
経過	<p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度 120万円 150万円 3年度から200万円 貸付相談回数 平成9年度 126回 12年度 45回 16年度 13回 19年度 5回 20年度 2回 貸付件数 平成9年度 2件 10年度 1件 12・13年度 各1件 その後貸付実績なし 年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定した。 平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化した。</p>						
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
	現在は、貸付よりも滞納整理に努めているが、困難な状況である。督促は、原則年1回、現況調査と支払いの意思確認を実施しているが、戻ってきたり連絡のない対象者が多い。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,066	1,435	1,436	45	24	24	20	
決算額(22年度は見込み)	22	4	9	1	6	5	20	
人件費		862	1,708	854	2,541	2,443		
【事務分担当】(%)		10	20	10	30	30		
合計(+)	22	866	1,717	855	2,547	2,448	20	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	2,066	1,435	202	457	159	257	278	
一般財源	-2,044	-569	1,515	398	2,388	2,191	-258	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	相談件数(各年度末現在)	13	7	5	5	2	0	0
	貸付残高件数(各年度末現在)	194	189	189	189	188	188	187
	貸付残高金額(各年度末現在)	82,265	81,935	81,738	81,284	81,128	80,824	80,524

事務事業分析シート(平成22年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10	
	貸付金償還用納付書	0					
	一般需用費						
役務費	現況調査票送付用	6	現況調査票送付用	5	現況調査票送付用	10	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標							

(問題点・課題分析)	貸付金額 569,853,000円 (21年度貸付金返還金・304,000円)	返還額 489,029,020円 (返還者9人)	収入率 85.82%	未返済額 80,823,980円 (H22.3月末現在)
	・毎年滞納者への現況調査・督促を実施しているが、14%の貸付金が未返還の状態にある。借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースも多く、返還金の減免措置が妥当であると考えられるが、免除規定等の措置が未整備であった。22年度から、債権処理が実行される見通しである。			
他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区)			
	中央、世田谷、杉並、足立、葛飾の5区が実施している。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野の17区である。			

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
債権管理委員会の発足に伴い、全庁的方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還見込みがないケースの不能欠損処理により、これまで未処理であった債権整理の進捗が図れる。
社会福祉協議会で実施している生活福祉資金など同様な貸付制度があり、事業の整理を検討する。	滞納整理等の事務に強化できる

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	鈴木 眞一	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	貸付金(01-06-06)、貸付事務費(01-06-05)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。 (2) 世帯の生計中心者である方。 (3) 住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可） (4) 他から資金を借りることが困難な方。 (5) 貸付を受けた資金の返済が確実である方。 (6) 現にこの資金の貸付を受けていない方。 (7) 確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めるときは省略することができる。） <p>応急に必要とする費用の種類と貸付限度額</p> <p>60万円まで(特認額)償還期間3年4ヶ月(40ヶ月)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用 (2) 傷病の治療に要する費用 (3) 就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用 (4) 区内転居のために要する費用 <p>30万円まで(一般)償還期限2年6ヶ月(30ヶ月)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活必需品(食料等)の購入費用 (2) 親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用 (3) 居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 <p>無利子 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>				
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更 返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p>				
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、実績が減少している。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>連帯保証人が必要 要件 貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の区域内に住所を有すること。 住民税を完納していること。 国民健康保険料を完納していること。(平成15年度要件に追加) 一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。 この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。 現にこの貸付けをうけていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		4,241	2,950	2,457	2,071	2,047	2,047	2,026
決算額(22年度は見込み)		2,541	1,908	1,296	552	878	1,222	2,026
人件費			5,171	5,124	5,124	3,388	3,258	
【事務分担量】(%)			60	60	60	40	40	
合計(+)		2,541	7,079	6,420	5,676	4,266	4,480	2,026
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)		2,529	1,737	1,522	2,352	1,525	1,020	1,305
一般財源		12	5,342	4,898	3,324	2,741	202	721
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	貸付件数 一般	11	8	2	2	5	4	7
	貸付件数 特認	2	3	2	1	0	1	3
	貸付残高件数(各年度末現在)	655	651	652	646	639	639	646
	貸付残高金額(各年度末現在)	51,136	52,346	53,351	52,987	53,320	53,069	53,753

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	貸付金	一般貸付・特認貸付	870	一般貸付・特認貸付	1,215	一般貸付・特認貸付	2,000
	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	一般需用費						
	役務費	現況調査等郵送料	8	現況調査等郵送料	7	現況調査等郵送料	16

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	貸付件数	3	5	5	10	5	
	相談件数	211	193	118	160	100	住宅手当・緊急小口資金等他施策
	収入率	66.0	70.6	85.4	90.0	90.0	現年分調定に対する現年度分の収入率(22年3月末現在)

(問題点・課題 指標分析)	返還到来額(減免後) 258,268,100	返還額 204,878,568	収入率(%) 79.32	未返還額 53,389,532	(H22.5月末現在)
	<p>・毎年滞納者への現況調査・督促を実施しているが、約2割の貸付金が未返還の状態にある。借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースも多く、返還金の減免措置が妥当であると考えられるが、免除規定等の措置が未整備であった。22年度から債権管理条例が制定され、債権処理について議会承認を得ての債権放棄等の道筋が明らかになり、今年度から、債権処理が実行される見通しである。</p> <p>・緊急小口貸付金・生活福祉資金等の社会福祉協議会で実施している貸付事業との整理・統合も検討課題とする。</p>				
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)				
	実施機関が社会福祉協議会の区は次の7区。 港、新宿、文京、墨田、江東、品川、葛飾				

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
債権管理委員会の発足に伴い、全庁的方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還見込みがないケースの不納欠損処理にり、これまで未処理であった債権整理の進捗が図れる。
税・保険料の滞納者から相談が多く、貸付可能な相談が減少している。なお、社会福祉協議会で実施している緊急小口資金や生活福祉資金などの同様な貸付制度があり、事業の統合・整理を検討する。	貸付事務事業の減により、債権整理に人員を振り分ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	統合・整理等の対応策を実施するまでは、現状の規模で継続する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	藤城由紀恵	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	行旅死亡人等取扱費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	22年度		
終期設定	有	無	年度	根拠法令等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条 墓地、埋葬等に関する法律第9条 荒川区行旅病人等の救護及び行旅死亡人の取扱に関する規則等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p><行旅病人> 滞在外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>				
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ）</p> <p>2. 行旅死亡人 葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人</p>				
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人の取扱い 身元不明の死亡人、身元判明者で引受人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用は遺留金を充当し、不足分は相続人・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。</p>				
経過	<p>行旅病人の取扱いについて平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><行旅病人> 行旅病人の発生通報 救護の要否 都に事前協議の 救護 費用は扶養 費用の弁償が得られない ・救急隊 ・警察 等調査 上救護を決定 義務者の負担 時は都へ請求 （病院） ・区 する</p> <p><行旅死亡人> 行旅死亡人の発生通報 警察の身元 遺体引取 埋火葬 遺骨等 費用は相続人・扶養 費用の弁償が得られない ・救急隊 ・警察 等調査 保管 義務者の負担 時は都へ請求 （病院） ・源寿院 （補助金状況等） 都の負担金 ・1年 ・生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（広告料は除く。遺留金があった場合や、相続人等からの弁償金を得られた場合は、充当後に不足する分を請求する）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,171	2,171	2,171	2,171	1,992	2,090	2,102
決算額（22年度は見込み）		877	1,738	489	886	581	1,450	2,102
人件費			862	1,708	1,708	847	814	
【事務分担量】（%）			10	20	20	10	10	
合計（+）		877	2,600	2,197	2,594	1,428	2,264	2,102
国（特定財源）								
都（特定財源）		1,042	1,213	743	741	710	881	2,056
その他（特定財源）								
一般財源		-165	1,387	1,454	1,853	718	1,383	46
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	取扱件数							
	官報掲載	1	3	2	0	4	0	0
	行旅死亡人	4	12	8	14	5	15	9
	行旅病人	1	1	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	官報掲載料	47	官報掲載料	0	官報掲載料	72
	委託料	埋火葬委託料	534	埋火葬委託料	1,450	埋火葬委託料	1,234
		清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	45
	扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費	
		医療費	0	医療費	0	医療費	700
		日用品費	0	日用品費	0	日用品費	47
		被服費	0	被服費	0	被服費	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	行旅病人	0	0	0	1		
	行旅死亡人	14	5	15	5		

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。 区外の老人ホームなどで死亡し、行旅法等が適用されない場合でも、区で葬祭を行わざるを得ないケースが発生している。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	行旅死亡人となるケースの減少。
	行旅法等が適用されない場合でも、区で葬祭を執行するケースが今後も発生する可能性があるため、内規を定める等対応を検討する。	緊急かつ例外的に発生したケースについて対処できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	西尾久七丁目住宅【管理運営費】(01-10-01) 西尾久七丁目住宅【借上料】(01-10-02)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則 公営住宅法及び施行	
終期設定	有 無	24年度	法令等	令	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身25万6千8百円以下、世帯29万4千8百円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得):13,800円~27,100円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得):18,700円~36,700円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久7-19-11 建築主 松原友治 荒川区西尾久7-19-11 建設費 545,365,430円 緊急通報装置設置補助金 23,357,310円 借上料 月額3,314,083円 利子補給 1,395,000円(22年度分) 火災保険料補助金 219,000円 入居開始 平成4年4月28日 敷地面積 507.04㎡ 延床面積 1,572,47㎡(借上面積1,020,66㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上7階建(借上部分1~6階) 借上期間 平成4年4月21日~24年4月20日 借上戸数 34戸(単身世帯1DK・29戸、 ふれあい協力員室 1戸 二人用世帯2DK・5戸) 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 住戸面積 単身世帯25.10㎡、二人世帯34.00㎡ 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工:平成3年2月8日 竣工:平成4年4月21日 入居開始:平成4年4月28日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・ふれあい協力員がやむを得ず業務を遂行できない場合、登録協力員が代行。(月額報酬 66,000円) ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のための補助。(補助期間:平成20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成22年度対象11戸(世帯・単身共通) 392千円 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	52,283	52,515	51,161	50,780	50,974	50,648	50,077	
決算額(22年度は見込み)	51,711	50,263	49,961	49,745	48,845	49,377	50,077	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担当】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	51,711	52,849	51,669	51,795	50,963	51,006	50,077	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	7,459	7,453	7,283	7,110	7,171	6,977	7,333	
一般財源	43,652	44,796	43,786	44,085	43,192	43,429	42,144	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	2	0	2	2	1	2	3
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	1	0	0	1
	入居世帯数(単身)	1	0	2	3	0	2	3
	入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	1	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	報償費	登録協力員謝礼等	1,548	登録協力員謝礼等	1,541	登録協力員謝礼等	1,541
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	1,345	共用（集会室等）光熱水費	1,268	共用（集会室等）光熱水費	1,479
	一般需用費	事務用消耗品	190	事務用消耗品	26	事務用消耗品	84
	役務費	協力員室電話料金・消火器の処分料	57	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金	39
	委託料	供給公社業務委託等	2,518	供給公社業務委託等	3,621	供給公社業務委託等	3,959
	使用料及び賃貸料	借上料	39,769	借上料	39,769	借上料	39,769
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給等	2,218	火災保険補助・利子補給等	1,915	火災保険補助・利子補給等	1,614
		I H化推進補助金	0	I H化推進補助金		I H化推進補助金	392

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯実数	3 (8)	1 (6)	2 (6)	2 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
	他区の実施状況 (実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議(要旨)	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	西尾久三丁目住宅【管理運営費】(01-10-03) 西尾久三丁目住宅【借上料】(01-10-04)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 25年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助金を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円～2,568,000円（前年所得）13,900円～27,200円 ・二人世帯用 0円～2,948,000円（前年所得）20,300円～39,800円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久3-21-12 建築主 水島正一 荒川区西尾久3-21-12 建設費 602,194,185円 建設費補助金 112,626,000円 借上料 月額4,553,662円 利子補給 3,499,000円(22年度) 火災保険料補助金 171,000円 入居開始 平成5年7月29日 敷地面積 668.64㎡(延床面積 2,604.49㎡、借上面積 1,255.49㎡) 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階建(借上部分3～8階) 借上期間 平成5年7月23日～平成25年7月22日 借上戸数 39戸(単身世帯1DK・34戸、二人世帯2DK・5戸) ふれあい協力員室 1戸 住戸面積 単身世帯25.15㎡、二人世帯36.69㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理				
経過	着工:平成3年12月28日 竣工:平成5年7月8日 入居開始:平成5年7月29日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録」の募集を行い、10月下旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は、外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・平成13年8月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成22年度対象 単身11戸・世帯1戸 97千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) ・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革により補助金なし。 ・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成21年度 6,309千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	68,600	68,197	68,026	67,770	67,985	67,684	66,495	
決算額(22年度は見込み)	66,946	66,526	67,153	65,619	65,196	66,392	66,495	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	66,946	69,112	68,861	67,669	67,314	68,021	66,495	
国(特定財源)	11,587	11,208	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	6,393	6,204	5,930	6,140	6,259	6,918	6,126	
その他(特定財源)	8,666	8,677	8,269	8,550	8,247	8,397	8,486	
一般財源	40,300	43,023	54,662	52,979	52,808	52,706	51,883	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	2	1	1	0	2	0	1
	退去世帯数(二人用)	1	0	0	0	1	0	1
	入居世帯数(単身)	2	0	3	0	2	0	1
	入居世帯数(二人用)	0	1	2	0	0	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	光熱水費	共用(集会室等)光熱水費	917	共用(集会室等)光熱水費	883	共用(集会室等)光熱水費	1,019
	一般需用費	住宅管理消耗品	226	住宅管理消耗品	68	住宅管理消耗品	75
	役務費	協力員室電話料金・消火器の処分料	60	ふれあい協力員室電話料	34	ふれあい協力員室電話料	39
	委託料	住宅公社保守管理業務委託	3,786	住宅公社保守管理業務委託	5,423	住宅公社保守管理業務委託	5,502
		協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,449
	使用料及び賃借料	借上料	54,644	借上料	54,644	借上料	54,644
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	4,134	火災保険補助・利子補給	3,905	火災保険補助・利子補給	3,670
I H化推進補助金		43	I H化推進補助金	49	I H化推進補助金	97	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	——	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	——	応募総数
	入居世帯実数	0 (8)	2 (6)	1 (6)	1 (6)	——	()内は全住宅の入居世帯実数

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
他区の実況	(実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) 施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など 施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

(状況)	議(要旨)
------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	南千住二丁目住宅(管理運営費)(01-10-05) 南千住二丁目住宅(借上費)(01-10-06)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠 法令等	公営住宅法及び同施行令 東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	25年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助等を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身25万6千8百円以下、世帯29万4千8百円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用:0円~2,568,000円(前年所得)15,400円~30,300円 ・二人世帯用:0円~2,948,000円(前年所得)22,100円~43,400円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区南千住2-32-3 建築主 染谷清 台東区竜泉3-39-10-901 建設費 391,570,000円 建設費補助金 借上料 月額2,606,523円 利子補給 1,934,000円(22年度) 火災保険補助金 146,000円 入居開始 平成5年5月21日 敷地面積 224.59㎡(延床面積 946.38㎡、借上面積692.12㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上8階建 借上期間 平成5年5月15日~平成25年5月14日 借上戸数 18戸(単身世帯1DK 12戸、2人世帯2DK 6戸) ワーデン室 1戸 住戸面積 単身世帯27.94㎡、2人世帯39.93㎡ 安否確認装置 水センサー(浴室、トイレ)12時間 水漏れ2時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理				
経過	着工:平成4年5月22日 竣工:平成5年5月12日 入居開始:平成5年5月21日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機会整備等は外部へ業務委託。(18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・平成13年4月から、ふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成21年度対象 単身4戸・世帯2戸 94千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) ・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革によりなし。 ・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成20年度 3,452千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	40,598	40,253	39,799	39,492	39,600	40,212	39,620	
決算額(22年度は見込み)	39,217	38,285	38,935	39,257	37,666	39,728	39,620	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担当】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	39,217	40,871	40,643	41,307	39,784	41,357	39,620	
国(特定財源)	6,609	6,795	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	3,904	3,997	4,023	3,977	4,052	4,473	3,952	
その他(特定財源)	4,422	4,402	4,337	4,252	4,238	4,118	4,402	
一般財源	24,282	25,677	32,283	33,078	31,494	32,766	31,266	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	0	0	1	0	1	2	1
	退去世帯数(二人用)	1	0	0	0	0	1	1
	入居世帯数(単身)	0	0	1	1	0	0	2
	入居世帯数(二人用)	1	0	0	0	1	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	523	共用（集会室等）光熱水費	485	共用（集会室等）光熱水費	579
一般需用費	住宅管理消耗品	82	住宅管理消耗品	15	住宅管理消耗品	92	
役員費	協力員室電話料金・消火器の処分料	49	協力員室電話料金	36	協力員室電話料金	42	
委託料	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,449	
	供給公社保守管理業務委託	2,006	供給公社保守管理業務委託	4,316	供給公社保守管理業務委託	4,005	
使用料及び賃借料	借上料	31,278	借上料	31,278	借上料	31,279	
負担金及び交付金	火災保険補助・利子補給	2,342	火災保険補助・利子補給	2,211	火災保険補助・利子補給	2,080	
	I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	94	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (8)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
	他区の実施状況 (実施 22区、未実施 0区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 高橋温子	課長名 内線	小林清美 2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	町屋七丁目住宅(01-10-07)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則 公営住宅法及び施行令	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都シルバーピア事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区営住宅を建設し、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用: 0円~2,568,000円(前年所得) 15,400円~30,300円 ・二人世帯用: 0円~2,948,000円(前年所得) 20,700円~40,700円</p> <p>2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋7-2-15 入居開始 平成5年4月1日 建設費 663,565,000円 敷地面積 580.38㎡ 延床面積 1,219,71㎡ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 地下1階建(住宅部分3~8階) ワーデン室 1戸 住戸数 23戸 (単身世帯1DK 20戸、2人世帯2DK 3戸) 住戸面積単身世帯28.25㎡、2人世帯37.99㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関、トイレ)12時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工: 平成3年3月16日 竣工: 平成5年2月15日 入居開始: 平成5年4月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後、区が建設することは不可能である。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設により運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。 ・空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者: 東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・使用期限経過のため居室内電気クッキングヒーターをIHクッキングヒーターへ交換。(平成18年度から2年間で実施) <p>【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	8,463	8,394	9,100	9,720	8,660	38,240	7,894	
決算額(22年度は見込み)	7,236	7,921	7,904	7,583	7,351	22,182	7,894	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	7,236	10,507	9,612	9,633	9,469	23,811	7,894	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	5,218	5,202	4,754	4,878	4,949	5,040	5,317	
一般財源	1,418	4,705	4,258	4,155	3,920	18,171	1,977	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
退去世帯数(単身)	3	0	2	3	2	0	1	
退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	1	1	
入居世帯数(単身)	2	0	3	3	1	1	1	
入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	1	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	一般需用費	住宅管理消耗品	136	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	102
	役務費	協力員室電話料金	33	協力員室電話料金	32	協力員室電話料金	36
	委託料	C A T V保守	64	C A T V保守	64	C A T V保守	64
		住宅公社保守管理業務	3,330	住宅公社保守管理業務	4,190	住宅公社保守管理業務	3,707
		設備等保守 （SC執行委任分）	2,588	設備等保守 （SC執行委任分）	2,581	設備等保守 （SC執行委任分）	2,785
	工事請負費			外壁改修工事	14,114		
	備品購入費						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯実数	3 (8)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。
	他区の実況 (実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料、業務の執行状況について、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減及び業務の質の向上が図れる。
指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都営南千住四丁目団地 (シルバーピア事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	都営住宅南千住四丁目団地(15-10-08)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	単身高齢者及び高齢者のみの世帯が自立し、安全かつ快適な生活を営める高齢者向け集合住宅を供給することを目的に設置された東京都の南千住四丁目団地シルバーピアに、荒川区がふれあい協力員（ワーデン）を設置する。				
対象者等	東京都シルバーピア(高齢者集合住宅)入居資格者 ・高齢者住宅 50戸(内、40戸は地元割当) ・障害者住宅 4戸(内、2戸は地元割当) 【受益者負担】 月額使用料 ・単身世帯用：0～3,216,000円(前年所得) 19,700～43,200円 ・二人世帯用：0～3,596,000円(前年所得) 29,000～48,000円				
内容	1 ふれあい協力員(ワーデン)の設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談 2 建物の概要 所在地 荒川区南千住4-9-3(E街区) 建築主 東京都 入居開始 平成12年5月 敷地面積 8,109㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上32階・375戸 シルバーピア 3～13階・50戸(単身用43戸、世帯用7戸) 車椅子使用者向け 2階・4戸(世帯用) ふれあい協力員 3階・1戸				
経過	平成2年 「荒川区地域高齢者住宅計画」 平成4年 「荒川区住宅マスタープラン」 平成8年9月 シルバーハウジングプロジェクト事業計画の承認申請 平成9年2月 着工 平成11年6月 車いす使用者向け東京都入居者公募 平成11年7月 車いす使用者向け区地元割当入居者公募 平成11年12月 シルバーピア東京都入居者公募 平成12年1月 シルバーピア区地元割当入居者公募 平成12年5月 ふれあい協力員業務委託開始 平成12年5月 入居開始				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、今後、あり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・建物は都住宅局が管理する。(入居者募集事務についても都住宅局で行われる。) ・事務室及びだんらん室に係る維持管理については区が管理する。 (平成18年度から指定管理者制度を導入(=機械警備のみ) 指定管理者：東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員業務については、平成18年度まで社会福祉法人「聖風会」に委託。 平成19年度から区の非常勤職員で対応。(月額報酬100,000円) 住宅使用料は区負担(96,000円×12ヶ月) 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金 ワーデン(ふれあい協力員)報酬1名分 @100,000円/月×12月×1人×1/2(補助率)=600,000円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,963	4,948	4,916	4,978	3,332	3,331	3,331	
決算額(22年度は見込み)	4,618	4,270	3,319	3,044	2,982	2,986	3,331	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	4,618	6,856	5,027	5,094	5,100	4,615	3,331	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,018	6,256	4,427	4,494	4,500	4,015	2,731	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	単身用	単身用						
応募・入居状況 (地元割当分)	応募者数	72	119	地元割当分	地元割当分	地元割当分	地元割当分	
	倍率	72	60	なし	なし	なし	なし	
	入居世帯数	1	2					

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	光熱水費	管理事務室光熱水費	79	管理事務室光熱水費	79	管理事務室光熱水費	88
	一般需用費	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	3	住宅管理消耗品	83
	役務費	ふれあい協力員室電話料	38	ふれあい協力員室電話料	39	ふれあい協力員室電話料	42
	委託料	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	766
	負担金補助及び交付金	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,152

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	管理戸数	54	54	54	54	—	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加に対する、バックアップ体制の強化。 ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由）特養ホームへの入居勧奨。
他区の実況	<p>（実施 22 区、未実施 0 区）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料、業務の執行状況について、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減及び業務の質の向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況（要旨）	<p>議</p> <p>Q：バイク駐車場の設置（別途、住民による要望書が住宅局へ出される）</p> <p>A：市街地整備指導要綱においてバイク対策がとられているにもかかわらず南千住四丁目住宅等におけるバイク対策がなされていないため、都に要望したところ、施設内に自治会の自主責任管理によるバイクスペースが確保された。</p>
-------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅 (高齢者及び障害者住宅)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	町屋五丁目(高齢者・障害者)住宅(15-10-09)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 10 年度	根拠法令等	公営住宅法及び施行令 荒川区営住宅条例及施行規則 東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅法に基づき建設した区営住宅を管理運営する。				
対象者等	<p>【入居条件】</p> <p>1 高齢者住宅 単身用 65歳以上の一人暮らしであること 世帯用 申込者が65歳以上で、60歳以上の親族と同居している世帯であること 区内に引き続き5年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること</p> <p>2 障害者住宅 単身用 身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者で、かつ18歳以上65歳未満であること 世帯用 本人又は同居親族の一人以上が身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者であること 区内に引き続き1年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること</p> <p>3 共通条件 自己所有又は親族所有(1親等内)名義の住宅、都営住宅、都市公団、又は都供給公社の賃貸などの公営住宅に居住していないこと 現に住宅に困窮していること</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成22年4月現在 前年所得(円) (A): 高齢者住宅 (B): 障害者住宅 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得) A: 19,700円~38,800円 B: 26,900円~52,800円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得) A: 24,800円~48,700円 B: 33,200円~65,200円</p> <p>2 共益費 2,600円</p> <p>3 駐車場(障害者専用) 本人22,500円(50/100、80/100の減額制度有り)</p>				
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋5-9-2 建物 鉄筋コンクリート、地上22階地下1階建うち地上1~3階部分、床面積2,934.06㎡(1~3階部分) 住宅戸数 高齢者住宅: 23戸(単身1DK・19戸、世帯2DK・4戸)、障害者住宅: 6戸(単身1DK・2戸、世帯2DK・4戸) 駐車場(障害者専用) 6台</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工: 平成6年3月26日 竣工: 平成10年3月31日 入居開始: 平成10年5月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件)</p> <p>・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(報酬月額100,000円)</p> <p>・使用年限経過のため居室内電気キッチンヒーターをIHキッチンヒーターへ交換。(平成20年度から順次交換)</p> <p>平成21年度 対象4戸 334千円</p> <p>【補助金状況】</p> <p>公営住宅家賃収入補助</p> <p>・国庫補助金 = 補助基本額 × 補助対象率 (1 - 収入超過者入居戸数 / 戸数): 平成18年度をもって廃止。 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業)</p> <p>・都補助金 = ふれあい協力員(報酬) × 補助率(1/2) 平成21年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位: 千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	11,911	11,299	12,388	12,246	12,968	12,044	12,043	
決算額(22年度は見込み)	10,899	11,095	10,915	9,855	10,837	10,184	12,043	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	10,899	13,681	12,623	11,905	12,955	11,813	12,043	
国(特定財源)	164	164	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	300	300	600	600	
その他(特定財源)	9,335	9,356	9,133	9,490	9,035	10,151	9,746	
一般財源	800	3,561	2,890	2,115	3,620	1,062	1,697	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	0	2	1	2	1	2	1
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	1
	入居世帯数(単身)	0	2	2	1	2	1	1
	入居世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	ふれあい協力員報酬	600	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬
光熱水費	共用（団楽室）光熱水費	1,528	共用（団楽室）光熱水費	1,226	共用（団楽室）光熱水費	1,638
一般需用費	登録者募集しおり作成等	205	登録者募集しおり作成等	69	登録者募集しおり作成等	137
役務費	協力員室電話料金	41	ふれあい協力員電話料	40	ふれあい協力員電話料	46
委託料	電気工作物保安管理（執行委任）	43	電気工作物保安管理（執行委任）	46	電気工作物保安管理（執行委任）	56
	供給公社保守管理業務委託	4,851	供給公社保守管理業務委託	3,804	供給公社保守管理業務委託	4,310
備品購入費	I Hクッキングヒーター	295	I Hクッキングヒーター	294	I Hクッキングヒーター	360
負担金補助及び交付金	防災センター委託（執行分）	2,651	防災センター委託（執行分）	2,254	防災センター委託（執行分）	3,001
	ふれあい協力員住宅使用料	623	ふれあい協力員住宅使用料	1,252	ふれあい協力員住宅使用料	1,295

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	待機世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	当選者総数 ()内は総数における世帯数
	空き待ち登録者募集数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯数	1 (8)	2 (6)	1 (6)	1 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。
他区の実施状況	(実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料、業務の執行状況について、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減及び業務の質の向上が図れる。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況議(要旨)状	
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (事務局運営分)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 39 年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)				
内容	<p>下記の8事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付している。</p> <p>1 社会福祉協議会職員人件費(常勤8名分)</p> <p>2 ボランティア活動推進事業費 ... 機関誌「あらんてあ」発行経費、電話相談・友愛訪問、福祉まつり等の事業実施経費の一部を補助している</p> <p>3 ボランティア活動推進人件費(常勤1名・非常勤1名分)</p> <p>4 ふれあい粋・活サロン人件費(非常勤1名分)</p> <p>5 重度心身障害者(児)レクリエーション事業 ...バスハイクや観劇等を年2～3回実施し、その経費を一部補助している。</p> <p>6 長寿慶祝の会事業 <別途事務事業分析シート 長寿慶祝の会事業参照></p> <p>7 福祉サービスあんしんサポート事業 <別途事務事業分析シート 福祉サービスあんしんサポート事業参照></p> <p>8 在宅福祉サービス事業 <別途事務事業分析シート 在宅福祉サービス事業参照></p>				
経過	<p>1 1年度 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転し、管理費補助廃止(12年2月)</p> <p>1 2年度 福祉公社解散に伴い、事業を社協へ移管(在宅福祉サービス事業として継続)</p> <p>1 3年度 区派遣職員2名、社協職員5名の体制を、区職員1名、社協職員7名の体制に見直し</p> <p>1 5年度 区派遣職員1名、社協職員7名の体制を、社協職員8名のみの体制に見直し</p> <p>1 7年度 高齢者マッサージ事業の見直し</p> <p>2 1年度 非常勤職員の報酬月額の見直し</p> <p>2 2年度 地域福祉コーディネーターの人件費の増設 あんしん生活創造事業開始に伴い「総合支援事業」から「あんしんサポート事業」に変更</p>				
必要性	荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		69,964	66,776	71,482	68,082	72,319	72,323	73,235
決算額(22年度以降は見込み)		67,954	66,124	69,732	67,739	68,448	67,330	73,235
人件費			1,724	1,708	1,708	1,694	1,629	
【事務分担量】(%)			20	20	20	20	20	
合計(+)		67,954	67,848	71,440	69,447	70,142	68,959	73,235
国(特定財源)								
都(特定財源)			714	725	720	735	745	745
その他(特定財源)								
一般財源		67,954	67,134	70,715	68,727	69,407	68,214	72,490
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	個人会員数	4,781	4,699	4,456	4,356	4,135	4,052	4,000
	団体会員数	148	147	147	147	143	156	170
	ボランティア登録者数	1,124	1,076	1,262	1,274	1,574	1,992	2,100
	16年度から21年度までの各会員数は各年度末時点、22年度は見込み							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	社協職員人件費	60,359	社協職員人件費	59,650	社協職員人件費
常勤8名			常勤8名		常勤8名		
ボランティア活動推進事業費	7,037		ボランティア活動推進事業費	6,561	ボランティア活動推進事業費	6,872	
常勤0.5名、非常勤0.5名			常勤0.5名、非常勤0.5名		常勤0.5名、非常勤0.5名		
	心身障害者福祉事業	1,052	心身障害者福祉事業	1,119	ふれあい粋・活人件費	2,697	
					心身障害者福祉事業	1,290	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	4,356	4,135	4,052	4,000	/	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	社会福祉協議会団体会員数	147	143	156	170	/	会費が年額10,000円の団体会員数
	ボランティア登録者数	1,274	1,574	1,992	2,100	/	社協にボランティア登録をしている人数

（問題点・課題）	社会福祉協議会の財政基盤及び運営基盤の安定化のために、新たな会員獲得に向けた取り組みの改善が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政基盤・運営基盤の安定化を図る。
ボランティア登録・保険加入者数増加に向けた取り組み	地域福祉の向上をより一層推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	補助のあり方を随時、検討する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (在宅福祉サービス事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○22年度 ○21年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の人を支援するため、区民の参加と協力を得て低額な料金で在宅福祉サービスを行い、地域における福祉意識の増進に努め、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。なお、有償在宅福祉サービス事業は、旧福祉公社で実施してきた事業であるが、区民にわかりやすい組織として整備するとともに、効率的運営を図ることを目的として、社会福祉協議会が継承した。(ファミリーサポート事業は子育て支援部が社会福祉協議会に委託し実施している。)				
対象者等	在宅福祉サービス利用会員および協力会員 ・利用会員 …区内在住の高齢者・障がい者等で日常生活を送る上で援助・介護が必要な人 ・協力会員 …区内在住または在勤で、概ね18歳以上の人				
内容	1 在宅福祉サービス事業 …①家事援助サービス(750~850円)、②介護サービス(850~950円)、③食事サービス(650円) ※()内は1時間または1食あたりの料金 ④会員向け情報誌「にこにこ」の発行(年4回) 2 研修及び人材育成事業 …①協力会員研修会、講習会の実施、②利用、協力会員の懇談会の開催 ②利用会員、協力会員の懇談会の開催による意見交換 3 普及啓発事業 …事業に対する理解・協力を得るため、説明会などで説明を行う 4 相談及び情報提供事業 …①相談窓口の設置、②情報提供コーナーの設置、③介護用品の紹介など 5 調査研究事業 …会員や区民のニーズを把握・研究し、事業の充実を図る				
	平成5年4月	在宅福祉サービス事業開始			
	平成6年2月	食事サービス開始			
	平成10年9月	子育てサポート事業開始(平成11年4月よりファミリーサポート事業に変更)			
	平成12年3月	福祉公社の解散に伴い、本事業を社会福祉協議会が継承した。			
	平成13年4月	常勤3名・非常勤8名の体制を、常勤3名・非常勤5名に見直した。			
	平成14年4月	常勤3名・非常勤5名の体制を、常勤2名・非常勤7名に見直した。			
	平成20年4月	利用料金の改定(¥600を¥750、¥720を¥850、¥840を¥950)及び協力会員の会費(月100円)徴収の廃止			
必要性	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の者を支援するため、必要性がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 【補助対象経費】 1 常勤・非常勤職員人件費 …給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 管理運営費 …消耗品費、機械保守・清掃委託料、パソコン等リース料、銀行・郵便局振替手数料等 3 在宅福祉サービス事業運営費 …上記の内容欄に記載した事業を実施するための経費				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	39,408	36,636	37,693	37,324	38,511	40,038	39,345	
①決算額(22年度以降は見込み)	35,513	35,715	34,630	35,723	35,951	38,375	39,345	
②人件費		1,724	1,708	1,281	1,694	1,629		
【事務分担量】(%)		20	20	15	20	20		
合計(①+②)	35,513	37,439	36,338	37,004	37,645	40,004	39,345	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	35,513	37,439	36,338	37,004	37,645	40,004	39,345	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
利用会員数	186	160	190	192	207	175	180	
協力会員数	335	204	168	162	144	155	160	
家事援助サービス利用件数	1,808	2,174	2,614	2,928	3,269	3,050	3,300	
介護サービス利用件数	1,674	1,678	1,758	1,804	1,764	1,548	1,800	
食事サービス利用件数	13,409	11,623	13,496	15,733	12,289	8,303	10,000	
※16年度から21年度までの各会員数は各年度末時点、22年度は見込み								

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	常勤職員人件費	14,535	常勤職員人件費	15,542	常勤職員人件費
非常勤職員人件費	16,384		非常勤職員人件費	16,988	非常勤職員人件費	17,549	
管理運営費	4,612		管理運営費	4,992	管理運営費	5,034	
事業費	420		事業費	853	事業費	500	
※常勤2名、非常勤7名			※常勤2名、非常勤7名		※常勤2名、非常勤7名		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	20,465	17,322	12,901	15,000	/	家事・介護・食サービス数の合計 (21年度は見込み)
②	①の1件あたり単価 (単位：円)	1,745	2,075	2,974	2,623	/	補助金額／件数
③							

(問題点・課題)	<p>利用会員数に比べて協力会員数の割合が少ないため、利用会員のコーディネートが出来にくくなっている。</p> <p>また、年々サービス利用件数が減少しており、他課で行っている同様事業なども踏まえ、本事業の内容を検討していく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>(実施 22 区 未実施 区)</p> <p>平成16年度より実施区は全て社協委託または補助による実施形式となり、公社形式は無くなった。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成20年に利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止をしたのでそれを広く周知し、会員数の増加をはかる。	在宅福祉サービスを必要としているすべての方がサービスを受けられるようになる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	改善・見直し	他課で行っている同様事業なども踏まえ、本事業の内容を検討していく必要がある。

議(要)旨	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (福祉サービスあんしんサポート事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 15 年度	根拠	福祉サービス利用者支援センター設置管理運営要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	成年後見制度の利用を促進するための体制整備をするため成年後見推進機関を設置し、高齢者や障がい者等が自らの財産管理や地域で安心して生活できるように成年後見制度の積極的な活用を図る。福祉サービスの利用援助や利用に際する苦情対応を行い、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施することにより、福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的とする。				
対象者等	1 福祉サービス利用者支援事業 福祉サービスを利用している人または必要としている人 地域福祉権利擁護事業の対象外となっている、支援が必要な高齢者や身体障がい者 福祉サービスや権利擁護に関する専門的な相談を必要としている人 2 成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見人、補佐人、補助人及び任意後見人				
内容	1 福祉サービス利用者支援事業 福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、その他の福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施 地域福祉権利擁護事業もしくは福祉サービス利用援助により、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを提供する 福祉サービスの利用に際しての苦情並びに権利擁護について、弁護士による専門相談を実施 2 成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見人等による後見事務を支援するため、実務研修、成年後見人連絡会等を開催する 成年後見に関するニーズの把握をするため、地域の居宅介護支援専門員、ホームヘルパー、かかりつけ医等との連絡会等を開催する 第三者の立場から運営方針等について指導・助言を行なうための運営委員会を設置 法人後見の実施				
経過	平成11年10月1日 荒川区社会福祉協議会において東京都社会福祉協議会からの委託により、地域福祉権利擁護事業を実施。 平成15年6月2日 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施。 平成18年4月 非常勤2名の体制を3名に見直した。 平成22年4月 成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事務事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更				
必要性	介護保険制度の導入により福祉制度全体が「措置」から「契約」に移行し、福祉サービスの利用者を保護・支援する制度が必要となった。成年後見制度も含めて金銭管理が必要となる高齢者・障がい者も増加すると考えられる。また、成年後見制度の利用を促進するために成年後見人等を支援する事は重要と考えるため、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【補助対象経費】 1 常勤・非常勤職員人件費 ...補助要綱に定める給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 事務費 ...会議費、通信運搬費、消耗品費、損害保険料、貸金庫使用料、弁護士報酬費等				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		6,331	5,963	8,646	8,646	8,783	8,876	15,294
決算額(22年度以降は見込み)		5,912	5,963	8,375	8,073	8,403	8,738	15,294
人件費			2,586	1,708	1,281	1,694	1,629	
【事務分担量】(%)			30	20	15	20	20	
合計(+)		5,912	8,549	10,083	9,354	10,097	10,367	15,294
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		1,610	1,610	1,611	1,612	1,614	1,617	4,826
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
一般財源		4,302	6,939	8,472	7,742	8,483	8,750	10,468
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	問い合わせ・相談件数	1,368	1,395	1,201	941	1,091	1,561	2,000
	福祉サービス利用援助契約数	23	20	36	19	18	17	20
	弁護士相談件数	24	27	29	29	31	30	30
	16年度から21年度までの各件数は各年度末時点、22年度は見込み							

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	遺族会補助(01-11-02)				
事務事業の種類	新規事業	(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠法令等	荒川区補助金等交付規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員 231名（H22.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。				
内容	<p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 (4) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (5) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 <p>【平成21年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戦没者追悼式 平成21年10月22日 サンパール小ホール 参加者 74人 (2) 都内巡拝 平成21年11月27日 靖国神社等 参加者 10人 				
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円				
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	247	247	247	247	247	247	247	
決算額（22年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247	
人件費	/	1,724	1,708	854	0	2,443	/	
【事務分担量】（%）	/	20	20	10	0	30	/	
合計（+）	247	1,971	1,955	1,101	247	2,690	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	247	1,971	1,955	1,101	247	2,690	247	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
会員数(1月1日現在)	286人	281人	272人	259人	248人	237人	235人	
追悼式参加者数	141人	137人	103人	89人	101人	74人	80人	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	会員数 (各年1月1日現在)	259	248	237	231	230	会員の高齢化により減少

（問題点・課題分析）	高齢化に伴い会員数が減少し、事業の参加人数も年々減少傾向にある。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 千代田区、中央、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、豊島、北、板橋

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	弔慰金等の申請者に対し入会のお知らせを配布する	会員数及び事業の参加人数の確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び追悼式の参加者数が減少してきているため、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美	
			担当者名	金子 弘之	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）			首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費（01-11-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区地域貢献型研究事業支援補助金交付要綱		
終期設定	有	無	21年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	首都大学東京健康福祉学部が行う、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資する地域貢献型研究事業に対して、区が支援することにより、区民の福祉の向上に資するものとする。						
対象者等	首都大学東京健康福祉学部						
内容	1 研究の推薦 首都大学東京健康福祉学部長は、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資するものとして認定した研究事業を区長に推薦する。 2 決定 推薦された研究について、区長がその内容を審査のうえ、補助対象事業として決定する。						
経過	20年度研究内容（100万円×2事業、50万円×2事業） 1 地域支援事業で実施されている転倒予防教室でのリスク管理の検討 2 頭痛・肩こり改善を目的とした頸部深部筋トレーニング装置開発 3 地域在住高齢者向け予防的健康増進プログラム「荒川区65歳大学」の効果研究 4 育児中の母子に対する防災意識の向上と防災体制の整備に関する研究 21年度研究内容（75万円×4事業） 1 頸部深部筋トレーニング装置の商品化モデル開発 2 荒川区介護予防事業「おげんきランチ・荒川こぼん体操」の研究 3 O脚・X脚矯正のための健康器具開発 4 地域在住高齢者向け予防的健康増進プログラム「荒川区65歳大学」と「只見町65歳大学」の比較検討						
必要性	従前より、区と首都大学東京健康福祉学部が共同して様々な調査・研究を実施し、その成果を区民福祉の向上のために活用してきた。今後も、共同して様々な調査・研究を行うことは、区民福祉の向上に資するものである。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 首都大学東京健康福祉学部長が推薦した研究を、区長が審査し、補助対象事業として決定する。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	3,000	3,000	0	
決算額(21,22年度は見込み)					3,000	3,000		
人件費					847	814		
【事務分担量】(%)					10	10		
合計(+)	0	0	0	0	3,847	3,814	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	3,847	3,814	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	件数					4件	4件	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000	荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	補助対象事業件数		4件	4件			補助対象事業の件数

（問題点・課題）	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止とする。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止とする。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美	
			担当者名	金子 弘之	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉部分室管理費（01-12-01） 福祉部分室営繕費（01-12-02）						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 11 年度		根拠				
終期設定	有 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会						
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託）: エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃 営繕費 3 工事請負費 : 受水槽・高架水槽改修工事（22年度）						
経過	1 平成10年5月 旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1階の一部・3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社の事業を実施する事務所に変更 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承						
必要性	社会福祉協議会が旧福祉公社の事業を継承した経緯を踏まえ、区が施設の管理運営を行っている。						
実施方法	（ ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） [分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する分室管理費（光熱水費、役務費、委託料等）について、福祉公社事業を継承した面積部分の経費負担を行い、社会福祉協議会負担分については面積按分により経費負担を得る。 建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,525	4,343	4,881	4,596	4,455	15,113	10,545	
決算額（22年度以降は見込み）	4,168	4,043	4,167	3,749	3,790	12,894	10,545	
人件費		1,724	2,388	2,194	847	814		
【事務分担量】（%）		20	100	90	10	10		
合計（+）	4,168	5,767	6,555	5,943	4,637	13,708	10,545	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,705	1,703	1,665	1,749	1,757	1,598	1,872	
一般財源	2,463	4,064	4,890	4,194	2,880	12,110	8,673	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	工事請負費（単位：千円）						9,590	5,904

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予 算 ・ 決 算 の 内 訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		電気	2,314	電気	1,901	電気	2,422
光熱水費	ガス	17	ガス	17	ガス	19	
	水道	230	水道	241	水道	236	
一般需用費	家屋等修繕費	159	家屋等修繕費	21	家屋等修繕費	768	
役務費	受水槽清掃	21	受水槽清掃	24	受水槽清掃	30	
委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	
	その他保守点検業務	191	その他保守点検業務	221	その他保守点検業務	285	
	樹木剪定等	77	樹木剪定等	98	樹木剪定等	100	
工事請負費			ブロック塀修繕	643	受水槽・高架水槽改修工事	5,904	
			屋上防水・キュービクル改修工事	8,947			

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	1㎡管理コスト	4,565	4,615	4,023	5,652	/	821.1㎡
	修繕実績	2件	2件	2件		/	22年3月末現在

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生してくる。 ・南千住第三者評価幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、福祉部だけで判断ができない事がある。 ・社協との面積按分による現状の経費負担について、今後検討していく必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	経費負担について今後検討していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 金子 弘之	課長名 内線	小林 清美 2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉サービス第三者評価事業費(01-15-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	東京都では51種類の福祉サービス(認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等)を評価対象としている。(平成21年6月1日現在) 将来的にすべての福祉サービスが対象となる見込みである。				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>(1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う 「施設の理念や方針は明確化されているか」「個人情報の保護・共有が図られているか」などの評価項目があり、A+、A、B、Cの4段階で評価される</p> <p>(2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う 「食事のメニューは充実しているか」「病気等の際の対応は適切か」などの評価項目があり、利用者は、はい、いいえ、どちらともいえないのいずれかで回答する。</p> <p>2 評価結果の公表 事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される(事業者が同意しなければ公表しないこともできる)。 また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。</p>				
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施(事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した)</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。</p> <p>～18年度 (在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園) 民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、</p> <p>～23年度 3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>				
必要性	福祉サービス第三者評価は、体験してみなければわからないサービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、区民にわかりやすく情報提供することで、消費者である利用者とサービスの専門家である事業者との関係を対等なものにするための手段のひとつであり、必要性は高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所に対しては評価費用を補助している(平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている)。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	11,708	10,400	8,000	5,600	4,800	3,499	10,400	
決算額(22年度以降は見込み)	3,017	8,598	4,577	4,320	4,472	3,209	10,400	
人件費		3,448	1,708	1,708	1,694	1,629		
【事務分担量】(%)		40	20	20	20	20		
合計(+)	3,017	12,046	6,285	6,028	6,166	4,838	10,400	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	2,198	5,406	3,059	2,829	3,132	3,035	6,800	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	819	6,640	3,226	3,199	3,034	1,803	3,600	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
区立高齢者関係施設 受審数	6	0	0	6	6	0	12	
区立障がい者関係施設 受審数	0	7	0	4	2	1	6	
区立児童関係施設 受審数	0	10	9	-	-	-	-	
民間立施設 補助金交付件数	3	6	4	4	5	8	8	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設 8ヶ所	2,678	区立施設 1ヶ所	347	区立施設 18ヶ所	7,200
負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH 5ヶ所	1,794	認知症高齢者GH 7ヶ所	2,526	認知症高齢者GH 7ヶ所	2,800	
			小規模多機能型 1ヶ所	336	小規模多機能型 1ヶ所	400	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	19年度から23年度までの評価受審率（区立）	50.0%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	評価対象施設のうち、5年以内に評価受審した施設の割合
	評価受審率（民間立）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	評価受審数 / 補助対象施設数

（問題点・課題分析）	平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会議決事項（要旨）	平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について 平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて 平成15年1定 第三者評価の早期実施について 平成14年4定 第三者評価の検討状況について
------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	法人立特別養護老人ホーム誘致事業 (南千住六丁目)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	法人立特別養護老人ホーム誘致事業費(01-09-01)				
事務事業の種類	新規事業	(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等を図るため、特別養護老人ホームを建設・運営する社会福祉法人を誘致し、その建設用地として区有地(旧荒川区リサイクルセンター用地)を貸し付け、区内で6ヶ所目となる特別養護老人ホームを整備する。				
対象者等	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、特別養護老人ホームの運営について一定の実績があり、また、施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されており、かつ、その後も継続的・安定的な事業の運営が見込まれるもの				
内容	<p>1 設置場所 住 所：荒川区南千住六丁目67番8号(旧荒川区リサイクルセンター用地) 敷地面積：1,922.65㎡(準工業地域、特別工業地区、建ぺい率90%(角地緩和10%含む)、容積率300%)</p> <p>2 施設内容(想定) 規 模：地上6階建・延床面積約5,422㎡ 施設内容：ユニット型を基本に定員100名程度、ショートステイ10名程度</p> <p>3 選定経過 応募申込者：19法人 応募者：14法人(5法人辞退) 第一次審査：書類審査により上位5法人を選定 第二次審査：プレゼンテーション、ヒアリング及び現地審査により5法人の評定 第一次及び第二次審査結果を総合的に評価し、優先交渉権者候補者を選定</p> <p>4 優先交渉権者 法人名称：社会福祉法人 三幸福社会 所在地：東京都葛飾区青戸八丁目18番13号</p> <p>5 スケジュール(予定含む) ・平成20年 4月～8月 基本仕様等の調査 ・平成20年 8月～9月 整備事業者の募集要項策定 ・平成20年 9月～21年3月 整備事業者の募集・審査 ・平成21年 4月 整備事業者の決定 ・平成21年 6月～12月 既存建物除却等 ・平成22年 9月 定期借地権設定契約締結 ・平成22年12月 法人による工事着工 ・平成23年度中 開設</p>				
経過	特別養護老人ホーム設置状況 ・区立：グリーンハイム荒川(定員100名、ショート10名：元年4月)、サンハイム荒川(定員56名、ショート12名：7年2月)、花の木ハイム荒川(定員50名、ショート6名：11年4月) ・法人立：信愛のぞみの郷(定員62名、ショート4名：6年4月)、さくら館(定員80名、ショート8名：16年5月)				
必要性	平成22年5月末現在、特別養護老人ホーム入所待機者数は715名(うち要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設に入所している方が194名)となっており、この解消が喫緊の課題となっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 平成20年度は公募を行い、優先交渉権者候補者を決定。 平成21年度は建物を除却し、近隣住民に対する説明会を実施。 平成22年度は優先交渉権者に用地を貸付け、都補助の内示後に優先交渉権者が建設工事に着工する。				

		(単位：千円)						
		15年度	16年度	17年度	18年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	3,100	93,317	35,575
	決算額(22年度は見込み)					3,035	86,247	35,575
	人件費					3,303	1,670	
	【事務分担当】(%)					39	21	
	合計(+)	0	0	0	0	6,338	87,917	35,575
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							17,737
実績の推移	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	6,338	87,917	17,838
	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	20年度	21年度	22年度
	誘致施設数					1施設	1施設	1施設
	入所定員					100名	100名	100名

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報償費	選定委員会報償費等	1,014				
	職員旅費	選定委員会現地審査	93				
	特別旅費	選定委員会現地審査	118				
	食糧費	選定委員会食糧費	21				
	役務費			不動産鑑定調査	147		
	委託料	土壌等調査委託	1,785			草刈業務委託	100
	使用料及び賃借料	貸室使用料	5				
	工事請負費			建物除却等	86,100		
	負担金補助及び交付金					施設整備費等補助金	35,475

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	特養入所待機者数(3月末現在)	191	201	202	200	30	要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設の入所者数

問題点・課題 (指標分析)	南千住六丁目及び町屋七丁目に誘致を計画している施設2ヶ所（定員235名程度）により、必要度の高い入所待機者の解消は概ね可能であるが、依然として多くの入所待機者が存在することから、地域密着型サービスも含めた、他の施設整備も検討する必要がある。
	他区の実況 (実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホームに限らず、グループホーム等他の施設整備を推進する。	入所待機者を解消することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特別養護老人ホームの入所待機者の解消は喫緊の課題となっており、早急に取り組むべき事業である。

議決(要旨)	18年決算特別委員会 19年第4回定例会 20年第1回定例会	新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について
--------	--------------------------------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	法人立特別養護老人ホーム誘致事業 (町屋七丁目)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	法人立特別養護老人ホーム誘致事業費(01-09-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等を図るため、特別養護老人ホームを建設・運営する社会福祉法人を誘致し、その建設用地として区有地(町屋七丁目ホクヨープライウッド跡地)を貸し付け、区内で7ヶ所目となる特別養護老人ホームを整備する。				
対象者等	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、特別養護老人ホームの運営について一定の実績があり、また、施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されており、かつ、その後も継続的・安定的な事業の運営が見込まれるもの				
内容	<p>1 設置場所 地番：荒川区町屋七丁目1905番6(ホクヨープライウッド跡地) 敷地面積：4,006.38㎡(工業地域、建ぺい率60%、容積率200%)</p> <p>2 施設内容(想定) 規模：地上5階建・延床面積約7,500㎡ 施設内容：ユニット型を基本に定員140名程度、ショートステイ20名程度</p> <p>3 選定経過 応募申込者：16法人 応募者：13法人(3法人辞退) 第一次審査：書類審査により上位4法人を選定 第二次審査：プレゼンテーション、ヒアリング及び現地審査により4法人の評定 第一次及び第二次審査結果を総合的に評価し、優先交渉権者候補者を選定</p> <p>4 優先交渉権者 法人名称：社会福祉法人 エンゼル福祉会 所在地：埼玉県越谷市川柳町三丁目60番1</p> <p>5 スケジュール(予定含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月～11月 基本仕様等の調査 ・平成21年11月～12月 整備事業者の募集要項策定 ・平成21年12月～22年5月 整備事業者の募集・審査 ・平成22年5月 整備事業者の決定 ・平成22年度中 事業用地の取得 ・平成23年度中 定期借地権設定契約締結、法人による工事着工 ・平成24年度中 開設 				
経過	<p>特別養護老人ホーム設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立：グリーンハイム荒川(定員100名、ショート10名：元年4月)、サンハイム荒川(定員56名、ショート12名：7年2月)、花の木ハイム荒川(定員50名、ショート6名：11年4月) ・法人立：信愛のぞみの郷(定員62名、ショート4名：6年4月)、さくら館(定員80名、ショート8名：16年5月) 				
必要性	平成22年5月末現在、特別養護老人ホーム入所待機者数は715名(うち要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設に入所している方が194名)となっており、この解消が喫緊の課題となっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 平成21年12月から募集を行い、平成22年5月に優先交渉権者を決定。 その後、近隣住民に対する説明会を実施する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	1,323	892,899	
決算額(22年度は見込み)						743	892,899	
人件費	/	/				1,669	/	
【事務分担当】(%)	/	/				20	/	
合計(+)	0	0	0	0	0	2,412	892,899	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)							17,000	
一般財源	0	0	0	0	0	2,412	875,899	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	20年度	21年度	22年度
	誘致施設数						1施設	1施設
	入所定員						140名	140名

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			選定委員会報償費等	740	選定委員会報償費等	744
	食糧費			選定委員会食糧費	2	選定委員会食糧費	36
	職員旅費					選定委員会現地審査	1,016
	特別旅費					選定委員会現地審査	1,186
	委託料					草刈業務委託	100
	公有財産購入費					特養用地取得費	889,817

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	特養入所待機者数(3月末現在)	191	201	202	200	30	要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設の入所者数

（問題点・課題分析）	南千住六丁目及び町屋七丁目に誘致を計画している施設2ヶ所（定員235名程度）により、必要度の高い入所待機者の解消は概ね可能であるが、依然として多くの入所待機者が存在することから、地域密着型サービスも含めた、他の施設整備も検討する必要がある。
	他区の実況 (実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホームに限らず、グループホーム等他の施設整備を推進する。	入所待機者を解消することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特別養護老人ホームの入所待機者の解消は喫緊の課題となっており、早急に取り組むべき事業である。

議決（要旨）	18年決算特別委員会 19年第4回定例会 20年第1回定例会	新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について
--------	--------------------------------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム 建設費補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美																																																																								
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618																																																																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費（01-10-01）																																																																												
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業																																																																								
開始年度	昭和	平成	7年度と10年度	根拠法令等	区外法人立特養建設助成の実施方法（1回目実施）、区外法人立特養整備費補助要綱（2回目実施）																																																																								
終期設定	有 無	27年度と29年度																																																																											
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																																																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																																																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																																																											
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]																																																																											
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。																																																																												
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人																																																																												
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1回目実施）平成 7～27年度、6法人6施設30床...下記 （2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床...下記 } 合計12施設63床																																																																												
経過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第二徳寿園（浄栄会）</td> <td style="width: 10%;">5床</td> <td style="width: 15%;">補助総額/36,000,000</td> <td style="width: 15%;">床単価/7,200,000</td> <td style="width: 10%;">単年度額/</td> <td style="width: 15%;">900,000</td> </tr> <tr> <td>ひらお苑（平尾会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/20,920,000</td> <td>床単価/4,184,000</td> <td>単年度額/</td> <td>523,000</td> </tr> <tr> <td>日の出ホーム（芳洋会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/27,060,000</td> <td>床単価/5,412,000</td> <td>単年度額/</td> <td>676,500</td> </tr> <tr> <td>草花苑（渓流会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/33,555,000</td> <td>床単価/6,711,000</td> <td>単年度額/</td> <td>838,875</td> </tr> <tr> <td>杜の園（七日会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,500,000</td> <td>床単価/6,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>812,500</td> </tr> <tr> <td>みずほ園（常盤会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,425,000</td> <td>床単価/6,485,000</td> <td>単年度額/</td> <td>810,625</td> </tr> <tr> <td>すずうらホーム（清遊の家）</td> <td>3床</td> <td>補助総額/20,426,000</td> <td>床単価/6,808,737</td> <td>単年度額/</td> <td>1,021,000</td> </tr> <tr> <td>良友園（瑞仁会）</td> <td>8床</td> <td>補助総額/28,000,000</td> <td>床単価/3,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>神明園（亀鶴会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/28,500,000</td> <td>床単価/5,700,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,425,000</td> </tr> <tr> <td>福楽園（豊生会）</td> <td>7床</td> <td>補助総額/ 5,000,000</td> <td>床単価/5,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>越谷なごみの郷（エール福祉会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/30,000,000</td> <td>床単価/6,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>愛全園（同胞互助会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/26,182,000</td> <td>床単価/5,236,536</td> <td>単年度額/</td> <td>1,309,000</td> </tr> </table>					第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	床単価/7,200,000	単年度額/	900,000	ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	床単価/4,184,000	単年度額/	523,000	日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	床単価/5,412,000	単年度額/	676,500	草花苑（渓流会）	5床	補助総額/33,555,000	床単価/6,711,000	単年度額/	838,875	杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	床単価/6,500,000	単年度額/	812,500	みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	床単価/6,485,000	単年度額/	810,625	すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	床単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000	良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	床単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000	神明園（亀鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	床単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000	福楽園（豊生会）	7床	補助総額/ 5,000,000	床単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000	越谷なごみの郷（エール福祉会）	5床	補助総額/30,000,000	床単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000	愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	床単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000
第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	床単価/7,200,000	単年度額/	900,000																																																																								
ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	床単価/4,184,000	単年度額/	523,000																																																																								
日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	床単価/5,412,000	単年度額/	676,500																																																																								
草花苑（渓流会）	5床	補助総額/33,555,000	床単価/6,711,000	単年度額/	838,875																																																																								
杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	床単価/6,500,000	単年度額/	812,500																																																																								
みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	床単価/6,485,000	単年度額/	810,625																																																																								
すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	床単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000																																																																								
良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	床単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000																																																																								
神明園（亀鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	床単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000																																																																								
福楽園（豊生会）	7床	補助総額/ 5,000,000	床単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000																																																																								
越谷なごみの郷（エール福祉会）	5床	補助総額/30,000,000	床単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000																																																																								
愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	床単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000																																																																								
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。																																																																												
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （1回目） 補助総額の半額を各事業年度（平成7・8年度）の事業の出来高に応じて補助し、残りの半額を平成8年度から20年間の分割により補助する。 （2回目以降） 補助総額を20年間の分割により補助する。																																																																												

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
	決算額（22年度は見込み）	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
	人件費		517	598	598	678	244	
	【事務分担量】（%）		6	7	7	8	3	
	合計（+）	12,967	13,484	13,565	13,565	13,645	13,211	12,967
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	12,967	13,484	13,565	13,565	13,645	13,211	12,967
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63
	入所者数（延べ人数）	63	73	69	88	75	90	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562
	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用率（％）	139.7	119	142.9	130.0	140	入所者数/確保ベッド数

（問題点・課題）	介護保険制度の導入に伴い、施設整備費補助に基づく区民の入所枠の確保については、今後施設と継続について協議していく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 3 区） 未実施は、港区、足立区、江戸川区。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
20年間の分割補助が、平成27年度と29年度に完了するが、引続き区民の入所が確保できるよう各施設と協議していく必要がある。	高齢者が安心して日常生活を営むために、必要な介護等を提供する場が確保できることにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美	
			担当者名	森藤 庄司	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）			区立特別養護老人ホーム経営支援補助（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]					
目的	区立特別養護老人ホームは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。この様な状況下、法人立の特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設のため補助対象外となっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。						
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）						
内容	1 交付対象経費及び算定基準 （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を横引き） 基本分 3,275,000円（年額） 定員加算 @2,700×入所定員×12月 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12月 2 補助率 1/2 3 交付見込額（平成22年度） グリーンハイム荒川 3,257,000円 サンハイム荒川 9,084,000円 花の木ハイム荒川 8,987,000円						
経過	14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営						
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	-	-	-	-	21,330	21,330	21,330
	決算額(22年度は見込み)					21,328	21,328	21,330
	人件費					1,101	244	
	【事務分担量】(%)					13	3	
	合計(+)	0	0	0	0	22,429	21,572	21,330
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	22,429	21,572	21,330
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助対象施設数					3施設	3施設	3施設

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,328	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,328	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	21年度	目標値(25年度)	
	補助施設	-	3	3	3	3	補助施設実績

（問題点・課題分析）	<p>本件補助については、既述のとおり一定の必要性から実施するものであるが、効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、今後、介護報酬の見直し等の動向を踏まえながら、適宜、事業内容の見直しを検討していく。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護報酬の改定による施設運営の動向を踏まえながら、事業内容の検討を行う。	適切な利用者サービスを図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	特別養護老人ホームは、介護報酬や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム建設費助成	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	養護老人ホーム建設助成費（01-15-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱		
終期設定	有 無 32年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会				
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床 - 荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）724.80㎡（述べ床面積）1704.52㎡（構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床（荒川区枠11床+地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円（補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>				
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>				
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>平成13年度 一時金 5,680千円（補助金総額33,000千円 - 年賦額総額27,320千円）+ 年賦金1,366千円（法人借入金136,600千円×2/10÷20年）= 7,046千円</p> <p>平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年 = 25,954千円</p> <p>合計 33,000千円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
決算額（22年度は見込み）	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
人件費		517	598	598	678	244		
【事務分担当】（%）		6	7	7	8	3		
合計（+）	1,366	1,883	1,964	1,964	2,044	1,610	1,366	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,366	1,883	1,964	1,964	2,044	1,610	1,366	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	確保ベッド数（床）	17	17	17	17	17	17	17
	荒川区分措置者数（人）	17	17	17	17	17	17	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）		
負担金補助及び交付金	平成13～32年度	1,366		平成13～32年度	1,366		平成13～32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20	
	136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	利用率（％）	100	100	100	100	100	措置者数/確保ベッド数

（問題点・課題分析）	<p>養護老人ホーム入所者の選定に際し、台東区との十分な協議が必要となる。</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>台東区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行規則
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			

目的 家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。

対象者等
 介護保険法で定める利用基準に該当する者
 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者
 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者
 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者
 寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者

内容
 入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事
 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事
 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事
 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事
 入所者の栄養管理に関する事
 入所者の趣味・いきがい活動に関する事
 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事

経過
 平成元年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「聖風会」へ委託。
 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。
 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。
 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した。また、介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払う。ショートステイを増床した（8床→10床）。
 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。

必要性 在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。

実施方法
 （3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）
 【施設概要】（住所）南千住6-36-5（開設年月日）平成元年4月1日（敷地面積）2,328.49㎡（延床面積）3501.97㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）100人、ショート10人
 （施設内容）居室(36室)、医務室、静養室、食堂、浴室（建設費等）総額22億8200万円（用地費：10億2300万円 設計費：2700万円 工事費：12億3200万円）
 【指定管理者】社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間
 【区依頼事項】防災備蓄(22年度予算額800千円)、建築物等定期点検(22年度予算額233千円)、利用者負担軽減(22年度予算額70千円)

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,175	1,078	32,030	18,849	19,343	31,606	6,103	
決算額（22年度は見込み）	3,545	961	24,847	18,236	14,275	23,984	6,103	
人件費		603	683	1,623	932	977		
【事務分担当量】（%）		7	8	19	11	12		
合計（+）	3,545	1,564	25,530	19,859	15,207	24,961	6,103	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,545	1,564	25,530	19,859	15,207	24,961	6,103	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入所定員 特養(人)	100	100	100	100	100	100	100
	ショート(人)	10	10	10	10	10	10	10
	ショート延べ利用日数(日)	4,220	4,282	4,859	4,716	4,765	4,379	-
	待機者数(人)	183	178	168	178	206	196	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費						AED消耗品
委託料	防災備蓄		815	防災備蓄	815	防災備蓄	800
	利用者負担軽減措置		110	利用者負担軽減措置	60	利用者負担軽減措置	70
	建物設備定期点検		146	建物設備定期点検	146	建築物等定期点検	233
工事請負費	照明機器交換		13,204	特別浴室改修工事	9,860	放送設備改修工事	4,874
				備品（機械浴槽等）	13,104		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用率（％）	98	98	99	100	100	平均入所者数/定員

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・具体的には胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方、区委託事項の内容等で、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方を指定管理者と連携し見直していく。そのために、施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
区委託事項は、区立で運営していたときの内容を継続している。一層のサービス向上を図る為に、ご利用者のニーズが高く、各施設が実施希望する事業への組み替え等を検討していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。委託料の効果的・効率的な執行が出来る。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

（状況）	<p>17年二定 福祉の視点によるショートステイ等の自治体間の交流について</p> <p>17年三定 利用者負担軽減措置の継続について</p> <p>18年二定 介護保険改定に伴う施設の減収の実態調査について</p> <p>19年三定 特養の待機者解消について</p> <p>20年四定 特養の労働条件と賃金底上げについて</p>
------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームサンハイム荒川 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関すること 入所者の栄養管理に関すること 入所者の趣味・いきがい活動に関すること 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること				
経過	平成7年2月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月から「上宮会」に名称変更）」へ委託。12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した。介護保険外事業（防災備蓄、療養音楽）は区委託事項として委託料を支払うこととした。特養ホームを増床した（50床 52床）。 18年度から特養ホーム増床（52床 56床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住3-14-7（開設年月日）平成7年2月1日（敷地面積）1,706.46㎡（延床面積）2,624.49㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（定員）56人、ショート12人（施設内容）居室(22室)、医務看護室、静養室、食堂、浴室（建設費等）総額45億1800万円（用地費：14億9200万円 設計費：8900万円 工事費：29億3700万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 上宮会 理事長村上 義次（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(22年度予算額800千円)、建築物等定期点検(22年度予算額309千円)、利用者負担軽減（22年度予算額160千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	14,488	24,540	24,125	104,805	13,910	1,163	17,025	
決算額（22年度は見込み）	12,446	22,133	22,869	96,369	9,341	294	17,025	
人件費		776	854	1,623	932	977		
【事務分担当量】（%）		9	10	19	11	12		
合計（+）	12,446	22,909	23,723	97,992	10,273	1,271	17,025	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12,446	22,909	23,723	97,992	10,273	1,271	17,025	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入所定員 特養(人)	52	52	56	56	56	56	56
	ショート(人)	12	12	12	12	12	12	12
	ショート延べ利用日数(日)	4,759	4,704	4,642	4,556	4,511	5,135	-
	待機者数(人)	91	71	62	66	63	70	-

事務事業分析シート(平成22年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	消耗品費					AED消耗品	115
	委託料	防災備蓄	144	防災備蓄	0	防災備蓄	800
		利用者負担軽減措置	135	利用者負担軽減措置	147	利用者負担軽減措置	160
		建物設備定期点検	147	建物設備定期点検	147	建築物等定期点検	309
	工事請負費	2・3階ナースール改修	8,915			2.3階食堂・談話コーナー改修	8,488
					非常照明交換	7,153	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	利用率(%)	95	95	94.6	100	100	平均入所者数/定員

問題点・課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 具体的には胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方、区委託事項の内容等で、従来のやり方を見直していく必要がある。 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
	(実施 20 区 未実施 3 区) 江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方を指定管理者と連携し見直していく。そのために、施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
区委託事項は、区立で運営していたときの内容を継続している。一層のサービス向上を図る為に、ご利用者のニーズが高く、各施設が実施希望する事業への組み替え等を検討していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。委託料の効果的・効率的な執行が出来る。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに入所者に対するサービスの向上を図る。

状況	17年二定	福祉の視点によるショートステイ等の自治体間の交流について
議	17年三定	利用者負担軽減措置の継続について
要	18年二定	介護保険改定に伴う施設の減収の実態調査について
質	19年三定	特養の待機者解消について
問	20年四定	特養の労働条件と賃金底上げについて

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川管 理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11 年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条 例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事 入所者の栄養管理に関する事 入所者の趣味・いきがい活動に関する事 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事				
経過	平成11年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した。介護保険外事業（防災備蓄、療養音楽）は区委託事項として委託料を支払うこととした。ショートステイを増床した（4床→6床）。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）荒川5-47-2（開設年月日）平成11年4月1日（敷地面積）1,585.65㎡（延床面積）2,970.05㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）50人、ショート6人 （施設内容）居室(24室)、食堂、浴室、活動コーナー、多目的ホール（建設費等）総額31億8200万円（用地費：7億6800万円 設計費：7400万円 工事費：23億4000万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 上智社会事業団 理事長渡邊とし子（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(22年度予算額800千円)、建築物等定期点検(22年度予算額199千円)、利用者負担軽減(22年度予算額90千円)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,946	1,990	815	1,266	2,791	1,073	1,204	
決算額（22年度は見込み）	1,945	1,873	815	365	2,349	911	1,204	
人件費		603	683	1,537	932	977		
【事務分担量】（%）		7	8	18	11	12		
合計（+）	1,945	2,476	1,498	1,902	3,281	1,888	1,204	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,945	2,476	1,498	1,902	3,281	1,888	1,204	
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入所定員 特養(人)	50	50	50	50	50	50	50
	ショート(人)	6	6	6	6	6	6	6
	ショート延べ利用日数(日)	1,818	1,821	1,710	1,931	1,936	1,827	-
	待機者数(人)	124	116	105	120	114	138	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費						AED消耗品
委託料	防災備蓄		815	防災備蓄	815	防災備蓄	800
	利用者負担軽減措置		32	利用者負担軽減措置	12	利用者負担軽減措置	90
	建物設備定期点検		84	建物設備定期点検	84	建物設備定期点検	199
工事請負費	残留塩素監視装置増設		1,418				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
利用率（％）		96	96	98	100	100	平均入所者数/入所定員
標							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・具体的には胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方、区委託事項の内容等で、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
胃ろうや看取りへの対応、より利用しやすいショートステイのあり方を指定管理者と連携し見直していく。そのために、施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
区委託事項は、区立で運営していたときの内容を継続している。一層のサービス向上を図る為に、ご利用者のニーズが高く、各施設が実施希望する事業への組み替え等を検討していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。委託料の効果的・効率的な執行が出来る。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

議（要旨）	17年二定 福祉の視点によるショートステイ等の自治体間の交流について
議（要旨）	17年三定 利用者負担軽減措置の継続について
議（要旨）	18年二定 介護保険改定に伴う施設の減収の実態調査について
議（要旨）	19年三定 特養の待機者解消について
議（要旨）	20年四定 特養の労働条件と賃金底上げについて

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施 午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）				
経過	平成元年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。介護保険外事業（生きがい活動支援通所事業、家族介護者教室）を区委託事項とし委託料を支払う。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業を追加、21年度からボランティア育成事業を追加した。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住6-36-5 （開設年月日）平成元年4月1日 （敷地面積）2,328.49㎡ （延床面積）696.53㎡ （施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建 （定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 （施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明 （指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室(22年度予算額180千円)、地域交流事業(22年度予算額50千円)、ボランティア育成事業(22年度予算額50千円)、利用者負担軽減措置（22年度予算額40千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	3,829	90	87	123	266	270	320	
決算額（22年度は見込み）	3,396	90	87	55	242	250	320	
人件費		1,379	939	1,196	932	814		
【事務分担当】（%）		16	11	14	11	10		
合計（+）	3,396	1,469	1,026	1,251	1,174	1,064	320	
国（特定財源）		23	23	22	72	72	72	
都（特定財源）		12	12	11	36	36	36	
その他（特定財源）		20	20	22	72	72	72	
一般財源	3,396	1,414	971	1,196	994	884	140	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	デイ延べ利用人員（一般）（人）	9,521	10,321	10,503	9,514	10,420	10,145	-
	デイ実利用人員（一般）（人）	1,257	1,327	1,291	1,105	1,268	1,188	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	家族介護者教室	180	180	180	180	180	180
	地域交流事業	50	50	50	50	50	50
	利用者負担軽減措置	12	20	20	20	50	50
						40	40

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用状況(人)	9,514	10,420	10,420	10,595	11,334	延べ利用人員
	稼働率(%)	77.6	84.6	84.6	86.0	92.0	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は12320人[40人×308日(365-52-5)]、閏年は12360人

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
----------	---

他区の実況	(実施 20 区 未実施 3 区) 江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。
-------	---

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理業者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議(要旨)	16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改定に伴う、施設の減収の実態調査について
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちなる者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）				
経過	平成3年2月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払う。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。20年度に「聖風会」が25年度まで指定管理者として選定される。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業、防災備蓄を追加した。22年度からボランティア育成事業を追加した。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）西日暮里5-36-1（開設年月日）平成3年2月1日（敷地面積）248.69㎡（延床面積）679.24㎡ 〔施設構造〕鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人（施設内容） 日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、談話室 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（22年度予算額180千円）、地域交流事業（22年度予算額50千円）、ボランティア育成事業（22年度予算額50千円）、防災備蓄（22年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（22年度予算額40千円）、談話室運営（22年度予算額2410千円）、建築物等定期点検（22年度予算額154千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	12,962	3,192	2,752	2,854	16,609	2,790	3,037	
決算額（22年度は見込み）	8,638	2,830	2,432	2,621	13,508	2,742	3,037	
人件費		1,638	1,196	1,110	1,609	977		
【事務分担量】（%）		19	14	13	19	12		
合計（+）	8,638	4,468	3,628	3,731	15,117	3,719	3,037	
国（特定財源）		55	62	89	68	72	72	
都（特定財源）		23	31	45	35	36	36	
その他（特定財源）		73	58	86	66	72	72	
一般財源	8,638	4,317	3,477	3,511	14,948	3,539	2,857	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	デイ延べ利用人員(人)	9,493	10,323	9,387	9,240	9,553	9,993	-
	デイ実利用人員(人)	1,319	1,339	1,254	1,072	748	1,333	-

事務事業分析シート(平成22年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	消耗品費						AED消耗品
委託料	家族介護者教室	169	169	家族介護者教室	180	家族介護者教室	180
	地域交流事業	28	28	地域交流事業	50	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置	20	20	利用者負担軽減措置	21	利用者負担軽減措置	40
	談話室運営	2,444	2,444	談話室運営	2,364	談話室運営	2,410
	建物設備定期点検	79	79	建物設備定期点検	79	建築物等定期点検	154
	防災備蓄	27	27	防災備蓄	47	防災備蓄	50
工事請負費	4階トイレ等改修	5,407	5,407			ボランティア育成事業	50
	屋上防水等改修	5,334	5,334				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	利用状況(人)	9,240	9,553	9,993	10,196	10,900	延べ利用人員
	稼働率(%)	78.6	81.5	85.3	87.0	93.0	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は11720人〔40人×293日(365-52-14-6)〕、閏年は11760人

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 3 区) 江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議会(要旨)状況	16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改定に伴う、施設の減収の実態調査について
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	町屋在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-02） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）				
経過	平成5年3月23日開設、事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払う。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業、防災備蓄を追加した。22年度からボランティア育成事業を追加した。 20年度に「聖風会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）町屋7-2-15（開設年月日）平成5年3月23日（敷地面積）580.46㎡（延床面積）912.17㎡ （施設構造）鉄骨鉄筋コンクリート、地上8階・地下1階建（町屋七丁目住宅併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、多目的ホール 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（22年度予算額180千円）、地域交流事業（22年度予算額50千円）、ボランティア育成事業（22年度予算額50千円）、防災備蓄（22年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（22年度予算額90千円）、多目的ホール運営（22年度予算額2,647千円）、建築物等定期点検（22年度予算額188千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	8,948	3,522	3,131	3,429	5,711	24,420	6,620	
決算額（22年度は見込み）	8,206	3,405	3,131	3,375	4,658	13,685	6,620	
人件費		1,638	1,196	1,196	1,609	977		
【事務分担量】（%）		19	14	14	19	12		
合計（+）	8,206	5,043	4,327	4,571	6,267	14,662	6,620	
国（特定財源）			89	134	72	72	72	
都（特定財源）			45	67	36	36	36	
その他（特定財源）			86	129	72	72	72	
一般財源	8,206	5,043	4,107	4,241	6,087	14,482	6,440	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	デイ延べ利用人員(人)	9,345	10,512	9,321	9,457	10,513	9,877	-
	デイ実利用人員(人)	1,328	1,342	1,240	1,315	1,299	1,140	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費					AED消耗品	103
	委託料	家族介護者教室	180	家族介護者教室	180	家族介護者教室	180
		地域交流事業	50	地域交流事業	50	地域交流事業	50
		利用者負担軽減措置	41	利用者負担軽減措置	21	利用者負担軽減措置	90
		多目的ホール運営	2,138	多目的ホール運営	2,704	多目的ホール運営	2,647
		建物設備定期点検	120	建物設備定期点検	120	建築物等定期点検	188
		防災備蓄	50	防災備蓄	50	防災備蓄	50
	工事請負費					ボランティア育成事業	50
		浴室給湯管改修	2,079	外壁改修	10,561	非常照明交換	3,262

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	利用状況	9,457	10,513	9,877	10,070	10,806	延べ利用人員
	稼働率（％）	76.8	85.6	80.4	82.0	88.0	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は12280人〔40人×307日（365-52-6）〕、閏年は12320人

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
	<p>（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>他区の実況 江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議（要質問状）	<ul style="list-style-type: none"> 16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改正に伴う、施設の減収の実態調査について
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-02） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）、認知症（介護予防認知症を含む）：1日10人（6～8h）				
経過	平成6年11月1日事業開始時から社会福祉法人「東京都福祉事業協会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。又、認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「東京都福祉事業協会」が20年度まで指定管理者となる。 区委託事項を見直し、20年度は地域交流事業、防災備蓄を区委託事項とした。 20年度に「東京都福祉事業協会」が25年度まで指定管理者として選定される。22年度から新たにボランティア育成事業を区委託事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）東日暮里3-8-16（開設年月日）平成6年11月1日（敷地面積）1,010.54㎡（延床面積）1,124.87㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（東日暮里三丁目ひろば館併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 東京都福祉事業協会 理事長福山 嘉照（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（22年度予算額180千円）、地域交流事業（22年度予算額50千円）、ボランティア育成事業（22年度予算額50千円）、防災備蓄（22年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（22年度予算額60千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		4,155	828	706	671	20,956	371	514
決算額（22年度は見込み）		1,075	704	706	671	17,520	260	514
人件費			1,638	1,196	1,196	1,609	977	
【事務分担当】（%）			19	14	14	19	12	
合計（+）		1,075	2,342	1,902	1,867	19,129	1,237	514
国（特定財源）				90	134	72	72	72
都（特定財源）				67	67	36	36	36
その他（特定財源）				173	129	72	72	72
一般財源		1,075	2,342	1,572	1,537	18,949	1,057	334
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用人員（一般）（人）	8,251	8,758	8,402	7,904	8,872	9,471	-
	延べ利用人員（認知症）（人）	1,809	2,197	2,803	2,866	2,916	2,716	-
	実利用人員（一般）（人）	1,224	1,171	1,133	962	1,043	1,064	-
	実利用人員（認知症）（人）	201	246	278	254	271	250	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	消耗品費				AED消耗品	103	
	委託料	家族介護者教室	180	家族介護者教室	138	家族介護者教室	180
		地域交流事業	50	地域交流事業	50	地域交流事業	50
		利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	60
		防災備蓄	50	防災備蓄	50	防災備蓄	50
		電波障害対策保守	21	電波障害対策保守	21	ボランティア育成事業	50
					電波障害対策保守	21	
工事請負費							
	浴室・脱衣室改修	9,060					
	非常照明器具改修	1,985					
備品購入費							
	浴槽等購入	6,174					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用状況(人)	10,770	11,788	12,187	12,452	13,332	延べ利用人員
	稼働率(人)	73.5	80.5	83.2	85.0	91.0	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は14650人〔50人×293日(365-52-14-6)〕、閏年は14700人

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議会議決要旨	<p>16年一定 特養ホーム等の無料貸付について</p> <p>17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について</p> <p>17年四定 利用者負担軽減措置について</p> <p>18年二定 介護保険改定に伴う、施設の減収の実態調査について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時（18年度までは月～金曜日実施） 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日35人（6～8h）、認知症（介護予防認知症を含む）：1日10人（6～8h）				
経過	平成6年12月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業、防災備蓄を区委託事項とした。 20年度に「荒川区社会福祉協議会」が25年度まで指定管理者として選定される。22年度から新たにボランティア育成事業を区委託事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）荒川1-34-6（開設年月日）平成6年12月1日（敷地面積）777.68㎡（延床面積）1,061.38㎡ （施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（老人福祉センター併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）35人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者テイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 会長三嶋 重信（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（22年度予算額180千円）、地域交流事業（22年度予算額50千円）、ボランティア育成事業（22年度予算額50千円）、防災備蓄（22年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（22年度予算額100千円）、建築物等定期点検（22年度予算額177千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	5,731	767	681	878	1,860	485	7,726	
決算額（22年度は見込み）	3,584	522	202	256	1,165	373	7,726	
人件費		1,638	1,196	1,110	1,609	977		
【事務分担量】（%）		19	14	13	19	12		
合計（+）	3,584	2,160	1,398	1,366	2,774	1,350	7,726	
国（特定財源）			3	5	48	72	72	
都（特定財源）			2	2	25	36	36	
その他（特定財源）			2	4	46	72	72	
一般財源	3,584	2,160	1,391	1,355	2,655	1,170	7,546	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	デイ延べ利用人員（一般）（人）	4,729	4,863	4,430	5,141	6,803	8,427	-
	デイ延べ利用人員（認知症）（人）	1,786	1,358	1,203	1,458	1,337	1,356	-
	デイ実利用人員（一般）（人）	638	641	615	622	801	1,028	-
	デイ実利用人員（認知症）（人）	175	148	132	156	145	130	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費						AED消耗品
委託料	家族介護者教室	119		家族介護者教室	160	家族介護者教室	180
	地域交流事業	25		地域交流事業	50	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置	82		利用者負担軽減措置	79	利用者負担軽減措置	100
	建物設備定期点検	84		建物設備定期点検	84	建築物等定期点検	177
	防災備蓄	50		防災備蓄	0	防災備蓄	50
工事請負費	非常照明器具改修	805				ボランティア育成事業	50
						屋上防水	7,016

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指	利用状況(人)	6,599	8,140	9,783	10,021	10,812	延べ利用人員
標	稼働率(%)	50.9	61.7	74.2	76.0	82.0	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13185人[45人×293日(365-52-14-6)]、間年は13230人(18年度までは月～金曜日の利用日)

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議会議決要旨	<ul style="list-style-type: none"> 16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改正に伴う、施設の減収の実態調査について
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 (定員)通所介護(介護予防通所介護を含む)：1日35人(6～8h)、認知症(介護予防認知症を含む)：1日10人(6～8h)				
経過	平成7年2月1日事業開始時から社会福祉法人「上宮教会(平成14年4月より「上宮会」に名称変更)」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外(非該当と判定された者)には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業を自主事業化する。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払う。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となる。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業を追加した。22年度にはボランティア育成事業を追加した。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 〔施設概要〕(住所)南千住3-14-7 (開設年月日)平成7年2月1日 (敷地面積)1,706.46㎡ (延床面積)935.52㎡ (施設構造)鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建 (定員)通所介護(介護予防通所介護含む)35人 認知症通所介護(介護予防認知症通所介護含む)10人 (施設内容)日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム、相談室 〔指定管理者〕社会福祉法人 上宮会 理事長村上 義次(指定管理期間)平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室(22年度予算額180千円)、地域交流事業(22年度予算額50千円)、ボランティア育成事業(22年度予算額50千円)、利用者負担軽減措置(22年度予算額40千円)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,027	125	118	123	266	260	320	
決算額(22年度は見込み)	1,872	0	0	28	55	47	320	
人件費		1,379	939	1,196	1,101	977		
【事務分担量】(%)		16	11	14	13	12		
合計(+)	1,872	1,379	939	1,224	1,156	1,024	320	
国(特定財源)				11	15	72	72	
都(特定財源)				6	8	36	36	
その他(特定財源)				11	15	72	72	
一般財源	1,872	1,379	939	1,196	1,118	844	140	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	デイ延べ利用人員(一般)(人)	8,548	9,007	8,375	7,739	8,148	8,052	-
	デイ延べ利用人員(認知症)(人)	1,546	1,689	1,608	1,212	1,295	1,417	-
	デイ実利用人員(一般)(人)	1,118	1,069	1,114	965	1,016	973	-
	デイ実利用人員(認知症)(人)	213	198	184	137	137	162	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	家族介護教室	38	家族介護教室	36	家族介護教室	180	
	地域交流事業	0	地域交流事業	0	地域交流事業	50	
	利用者負担軽減措置	17	利用者負担軽減措置	12	利用者負担軽減措置	40	
					ボランティア育成事業	50	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用状況(人)	8,951	9,443	9,469	9,671	10,499	延べ利用人員
	稼働率(%)	64.6	68.4	68.5	70.0	76.0	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13815人〔45人×307日(365-52-6)〕、閏年は13860人

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・ 具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・ 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 3 区) 江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議(要)旨	<ul style="list-style-type: none"> 16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改定に伴う、施設の減収の実態調査について
-------	--

事務事業分析シート(平成22年度)

No1

事務事業名	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	高齢者福祉施設費・事業費(01-16-01)、営業費(01-16-02) 家族介護支援事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業	(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	7年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者(要介護認定区分が要介護者・要支援者)【通所介護】 要介護認定で非該当(自立)の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時(18年度までは月～金曜日実施) 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること (定員)通所介護(介護予防通所介護を含む):1日35人(6～8h)、認知症(介護予防認知症を含む):1日10人(6～8h)				
経過	平成7年4月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外(非該当と判定された者)には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度より介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払う。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業、防災備蓄を区委託事項とした。 20年度に「荒川区社会福祉協議会」が25年度まで指定管理者として選定される。22年度から新たにボランティア育成事業を区委託事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 〔施設概要〕(住所)西尾久6-17-3(開設年月日)平成7年4月1日(敷地面積)1,489.14㎡(延床面積)1,072.23㎡ (施設構造)鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建(あらかじめ希望の家併設)(定員)通所介護(介護予防通所介護含む)35人 認知症通所介護(介護予防認知症通所介護含む)10人(施設内容)日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 〔指定管理者〕社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 会長三嶋 重信(指定管理期間)平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室(22年度予算額180千円)、地域交流事業(22年度予算額50千円)、ボランティア育成事業(22年度予算額50千円)、防災備蓄(22年度予算額50千円)、利用者負担軽減措置(22年度予算額20千円)、建築物等定期点検(22年度予算額86千円)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	5,356	4,866	516	597	1,924	531	10,715	
決算額(22年度は見込み)	1,929	2,443	174	275	1,296	516	10,715	
人件費		1,810	1,366	1,110	1,609	977		
【事務分担量】(%)		21	16	13	19	12		
合計(+)	1,929	4,253	1,540	1,385	2,905	1,493	10,715	
国(特定財源)				18	44	72	72	
都(特定財源)				9	22	36	36	
その他(特定財源)				18	42	72	72	
一般財源	1,929	4,253	1,540	1,340	2,797	1,313	10,535	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	デイ延べ利用人員(一般)(人)	6,055	6,603	6,056	6,916	8,234	8,075	-
	デイ延べ利用人員(認知症)(人)	944	1,080	1,398	1,366	1,434	1,892	-
	デイ実利用人員(一般)(人)	799	831	1,254	838	935	1,014	-
	デイ実利用人員(認知症)(人)	122	149	166	138	164	219	-

事務事業分析シート(平成22年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	消耗品費					AED消耗品	103
	委 託 料	家族介護者教室	108	家族介護者教室	116	家族介護者教室	180
		地域交流事業	18	地域交流事業	0	地域交流事業	50
		利用者負担軽減措置	12	利用者負担軽減措置	13	利用者負担軽減措置	20
		建物設備定期点検	41	建物設備定期点検	40	建築物等定期点検	86
		防災備蓄	50	防災備蓄	0	防災備蓄	50
		電波障害対策保守	156	電波障害対策保守	163	ボランティア育成事業	50
工事請負費	非常照明器具改修	911			電波障害対策保守	178	
					受水槽等改修	9,998	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	利用状況(人)	8,282	9,668	9,967	10,152	10,944	延べ利用人員
	稼働率(%)	63.9	73.3	75.6	77.0	83.0	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は13185人〔45人×293日(365-52-14-6)、閏年は13230人〕(18年度までは月～金曜日の利用日)

(問題点・課題) 指標点分析 課題	・指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
	他区の実況 (実施 20 区 未実施 3 区) 江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理業者と連携の上、優先順位をつけ、予算確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改定に伴う、施設の減収の実態調査について
--	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	家族介護者教室		0	家族介護者教室	27
地域交流事業			46	地域交流事業	36	地域交流事業	50
多目的ホール運営費	3,185			多目的ホール運営費	3,584	多目的ホール運営費	3,223
利用者負担軽減措置	13			利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	60
電波障害対策保守	64			電波障害対策保守	64	ボランティア育成事業	50
						電波障害対策保守	64

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用状況(人)	7,992	8,741	9,447	9,680	10,475	延べ利用人員
	稼働率(%)	60.0	65.9	71.2	73.0	79.0	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13260人〔52人×255日(365-52-52-6)〕、閏年は13312人

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 ・ 具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 ・ 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> 16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改定に伴う、施設の減収の実態調査について
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日30人（6～8h）				
経過	平成12年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度より介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区委託事項を見直し、20年度から地域交流事業、防災備蓄を追加した。22年度からボランティア育成事業を追加した。 20年度に「聖風会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住4-9-6（開設年月日）平成12年4月1日（敷地面積）1,167.78㎡（延床面積）948.33㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、2階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）30人 〔施設内容〕日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区委託事項〕家族介護者教室（22年度予算額180千円）、地域交流事業（22年度予算額50千円）、防災備蓄（22年度予算額50千円）、ボランティア育成事業（22年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（22年度予算額40千円）、建築物等定期点検（22年度予算額154千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,597	1,250	1,092	1,288	1,169	1,014	3,239	
決算額（22年度は見込み）	4,016	986	531	613	731	682	3,239	
人件費		1,638	1,196	1,186	1,609	977		
【事務分担当】（%）		19	14	14	19	12		
合計（+）	4,016	2,624	1,727	1,799	2,340	1,659	3,239	
国（特定財源）		21	24	1	36	72	72	
都（特定財源）		11	17	1	18	36	36	
その他（特定財源）		27	18	1	35	72	72	
一般財源	4,016	2,565	1,668	1,796	2,251	1,479	3,059	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用人員（一般）（人）	6,061	7,190	6,603	6,518	6,848	6,336	-
	実利用人員（一般）（人）	882	941	881	798	898	859	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費						AED消耗品
委託料	家族介護者教室	90	90	家族介護者教室	24	家族介護者教室	180
	地域交流事業	33	33	地域交流事業	40	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置	30	30	利用者負担軽減措置	25	利用者負担軽減措置	40
	建物設備定期点検	79	79	建物設備定期点検	79	建築物等定期点検	154
	防災備蓄	50	50	防災備蓄	50	防災備蓄	50
負担金補助及び交付金	防災センター一部負担金	449	449	防災センター一部負担金	464	防災センター一部負担金	589
	工事請負費					非常照明交換	2,023

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	利用状況（人）	6,518	6,848	6,336	6,505	7,032	延べ利用人員
	稼働率（％）	73.9	77.9	72.1	74.0	80.0	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は8790人[30人×293日（365-52-14-6）]、閏年は8820人

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、今後も、時代の変化と、利用者のニーズに応えられるよう努めていく必要がある。 具体的には、区委託事項の内容を見直し、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、従来のやり方を見直していく必要がある。 人材確保が困難な業界の状況や施設の老朽化などをサポートしていく必要がある。
	<p>（実施 20 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区委託事項について、利用者にとってよりよい事業が実施できるよう、施設と連携をとっていく。そのために施設長会議の開催回数を増やし、各施設の良い例を情報共有していく。	適切な利用者サービスを図ることができる。 指定管理者と区、また指定管理者どうしのコミュニケーションが強化できる。
施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけ、予算を確保し実行していく。	安全な利用者サービスを図ることが出来る。 施設の機能の維持と安全が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、利用者に対するサービスの向上を図る。

議（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> 16年一定 特養ホーム等の無料貸付について 17年三定 介護保険法改正に伴う自己負担額改定の影響と利用者負担軽減措置について 17年四定 利用者負担軽減措置について 18年二定 介護保険改正に伴う、施設の減収の実態調査について
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊池 秀幸	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・貸付金（01-16-03）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20 年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。このため、利用者サービスの維持・向上を図るため、区立特別養護老人ホーム等の運営等に要する経費の一部を貸し付けることにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者（社会福祉法人）				
内容	1 貸付額			平成21年度実績	平成22年度実績
		特別養護老人ホーム	: グリーンハイム荒川	59,000千円	59,000千円
		在宅高齢者通所サービスセンター	: グリーンハイム荒川 S C	8,000千円	8,000千円
		"	南千住中部 S C	6,790千円	6,000千円
		"	町屋 S C	10,700千円	8,000千円
		"	西日暮里 S C	8,690千円	8,000千円
		"	荒川東部 S C	10,000千円	9,000千円
		"	西尾久西部 S C	9,000千円	
			計	112,180千円	98,000千円
	2 貸付期間、貸付利率	4月1日から翌年3月31日までの1年間、無利子とする。			
経過	<p>15年4月に、区委託料による運営から介護保険収入による運営に切り替えた際、法人に介護保険収入が入金される2か月間の資金繰りのために、本来区の歳入とすべき15年2月、3月分の介護保険収入を「預り金」として、法人に貸し付けた。</p> <p>18年度外部監査において、このことについて「貸付実施及び無金利の是非の検討が必要である。」旨指摘された。</p> <p>外部監査の指摘を踏まえ、「預り金」については19年度末に廃止し、区の歳入として受入れ、20年度から貸付金として実施した。</p> <p>平成21年度は7件、平成22年度は6件の申請があり、貸し付けを実施した。</p>				
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっているため、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。				
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>貸付所要額を調査し、その後貸付申請書の提出を受け、決定し、貸付を実施する。</p> <p>年度末に、一括して返済を受ける。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	213,000	213,000	116,870	
決算額（22年度は見込み）					98,180	112,180	116,870	
人件費					762	244		
【事務分担量】（%）					9	3		
合計（+）	0	0	0	0	98,942	112,424	116,870	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）					98,942	112,180	116,870	
一般財源	0	0	0	0	0	244	0	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	貸付実施施設数	-	-	-	-	6施設	7施設	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	高齢者福祉施設貸付金	98,180	高齢者福祉施設貸付金	112,180	高齢者福祉施設貸付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	貸付施設数（件）	-	6	7	6	6	

（問題点・課題 指標分析）	<p>・貸付金については、「預り金」制度廃止の代替措置として実施するものであり、今後、介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえながら、制度の継続について検討していく必要がある。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえ、制度の継続の必要性を検討する。	安定的な施設運営及び利用者サービスの維持・向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	施設の安定的な運営を図るために、支援を行う必要がある。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	地域密着型サービス拠点等整備費補助事業費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	第4期荒川区高齢者プランに基づき、事業者が地域密着型サービス拠点等を整備するにあたり、経費の一部を補助することにより、居宅サービスの充実と高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川区の整備計画に定める、日常生活圏域単位で新たに整備が必要と認められる地域密着型サービス拠点等施設を整備しようとする事業者				
内容	<p>認知症や独居者の増加等が予想されることを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する新たなサービス類型である「地域密着型サービス」の整備補助を行う。補助対象は、以下の施設の建設費又は改修費、備品費等であって、第4期荒川区介護保険事業計画に適合したものとする。また、平成23年度末をもって廃止される予定の介護療養病床を有する医療機関の療養病床の転換を支援するため、改修等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備支援事業（平成19年度～23年度） 介護療養病床転換整備事業（平成21年度～平成23年度）</p> <p>補助金の財源は、区への間接補助である国の「地域介護・福祉空間整備等交付金」と都の「認知症グループホーム整備補助金」である。</p>				
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設 平成18年9月 補助金交付要綱制定 平成20年6月 補助金交付要綱一部改正				
必要性	第4期計画期間（21～23年度）内での整備目標数達成に向けて、補助金を活用して参入を促進する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 事業者と事業を進めるための事前協議 「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定 事業者への補助実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			35,000	70,000	63,800	205,700	222,500	
決算額（22年度は見込み）			35,000	3,520	54,400	12,538	222,500	
人件費			3,416	3,416	2,626	2,443		
【事務分担当量】（%）			40	40	31	30		
合計（+）	0	0	38,416	6,936	57,026	14,981	222,500	
国（特定財源）			35,000		10,000	8,550	60,000	
都（特定財源）				1,760	42,200	991	164,435	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	3,416	5,176	4,826	5,440	-1,935	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	夜間対応型訪問介護 補助金交付（件）			1	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護補助金交付（件）			0	0	1	0	3
	小規模多機能型居宅介護補助金交付（件）			1	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護補助金交付（件）			0	0	1	0	2
	認知症グループホーム防火対策緊急整備（件）			0	1	1	2	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	認知症グループホーム整備	40,000	認知症グループホーム防火対策整備	10,533	認知症グループホーム整備
	認知症対応型通所介護整備	10,000			認知症対応型通所介護整備	30,000	
	認知症グループホーム防火対策整備	4,400			介護療養病床転換整備	60,000	
償還金利子及び割引料			返還金及び違約加算金	2,005			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	夜間対応型訪問介護（件）					目標値である25年度は第5期プランとなり、23年度に策定予定	目標値...第4期高齢者プラン（20年度以前は第3期プラン）
	（介護予防）認知症対応型通所介護（件）		1	2	3		目標値...第4期高齢者プラン（20年度以前は第3期プラン）
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護（件）	1					目標値...第4期高齢者プラン（20年度以前は第3期プラン）
	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（ユニット）	1		4	2		目標値...第4期高齢者プラン（20年度以前は第3期プラン）

（問題点・課題）	<p>日常生活圏域ごとの地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備量などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。</p> <p>地域密着型サービス事業所は小規模であるために高コスト、非効率なサービス提供となりやすいことが懸念される。このため、各事業者間の連絡調整を密にして効率的な事業展開を支援していく必要がある。</p> <p>本事業にかかる国及び都の補助制度の新設・改正に留意し、改正内容や対象事業所の把握、区の執行の可否等を速やかに判断する必要がある。</p>
----------	---

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）
-------	-------------------

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画に沿った整備を進め、適正に補助事業を実施していく。また、指定にあたっては介護保険運営協議会の意見を聴取し、地域のニーズを十分に反映させる。	各日常生活圏域ごとに必要なサービス提供基盤が整備される。
計画規模の達成状況等を勘案した上で補助事業のあり方等について検討する。	より効果的な補助事業を実施することにより、地域密着型サービス事業者の参入を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービス拠点の整備を進める必要がある。

議（要旨）	<p>H18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について</p> <p>H21.2定 地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の拡充について</p> <p>H21.3定 都営住宅を活用した認知症高齢者グループホームの設置について</p>
-------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	小川 倫弘	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	老人福祉法20条の8・介護保険法117条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に今後、区が取り組む高齢者施策を体系的に計画する。				
対象者等	65歳以上の高齢者 高齢者生活状況調査対象者 ・一般高齢者（要支援・要介護者を除く） 4,000人（第4期計画策定時） 要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載				
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」を、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度改定することとなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 平成20年度は、計画の対象期間が平成21年度から23年度までの第4期荒川区高齢者プランを策定した。				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）		
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）		
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	3,175	-	-	3,020	-	-	
決算額		2,195			2,923			
人件費		4,310			2,965			
【事務分担量】（%）		50			35			
合計（+）	0	6,505	0	0	5,888	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	6,505	0	0	5,888	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用消耗品		18		0	
委託料	高齢者生活状況調査委託		2,905		0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	送付数	-	4,000	-	-	-	
	回答数	-	2,556	-	-	-	
	回答率	-	63.9%	-	-	-	

（問題点・課題 指標分析）	<p>区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第4期荒川区高齢者保健福祉計画の進捗状況、進行管理等を徹底する。	第4期計画の適正な執行を図ることができる。
第5期計画策定にあたって、高齢者の生活状況等を把握するためのより精度の高い調査を実施する。	的確な現状把握に基づいた計画を策定することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した（計画策定は3年に1度）。23年度には第5期（24～26年度）計画を策定する。

議会議決要旨	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	生活安定化総合対策事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美												
		担当者名	高橋 温子	内線	2616												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	生活安定応援事業（15-18-01）																
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業													
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	生活安定応援事業実施要綱（東京都）、東京都就職チャレンジ支援事業実施要綱（東京都）、生活サポート特別貸付事業実施要綱（東京都）、チャレンジ支援貸付事業実施要綱（東京都）													
終期設定	有 無	22 年度	法令等														
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画												
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]															
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]															
	施策	低所得者の自立支援[02-10]															
目的	東京都が実施する「生活安定化総合対策事業」の一環として、区が東京都から委託を受け、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図る。																
対象者等	<p>世帯の生計中心者で次のすべての要件を満たす者。 次のアまたはイの収入基準を満たしていること ア単身世帯は、課税所得年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること イ収入が一定基準以下であること 【収入要件基準表】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>扶養人数</td> <td>0人（単身）</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>総収入（年間）</td> <td>176万円以下</td> <td>260万円以下</td> <td>320万円以下</td> <td>380万円以下</td> <td>・・・</td> </tr> </table> <p>扶養人数の総収入（260万円）から、1人増えるごとに60万円加算 賃貸物件に居住の場合、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に家賃支払額を総収入額から減額する 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物は除く） 都内に引き続き1年以上在住していること 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと 区内対象者数（推計）：約3,000人</p>					扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・	総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・
扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・												
総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・												
内容	<p>1 相談窓口の設置・運営（荒川区社会福祉協議会に業務委託） 低所得者からの相談に応じ、東京都が実施する支援メニューの紹介及び受付・相談を行うなど、きめ細かな支援を実施するため、生活相談や就労支援に関する知識・経験を有する相談員を配置した相談窓口を設置・運営する。 東京都の主な支援メニュー （1）就職チャレンジ支援事業 正社員への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを支援する。 （2）生活サポート特別貸付事業 職業訓練等を受講する間の資金及び就労のための資金等を無利子で貸し付ける。 （3）チャレンジ支援貸付事業 学習塾等の受講費用及び大学受験等の受験費用を貸し付けることにより支援を行う。 （4）東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介 （5）その他、関連施策の紹介 （6）利用者への一貫した支援体制の確保</p> <p>2 ネットワーク会議の設置・運営 社会福祉協議会事務局長、同管理課長、民生委員・児童委員協議会会長、足立公共職業安定所職員、日暮里支援相談室、荒川区等で構成されるネットワーク会議を設置、運営する。</p>																
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年8月19日 事業開始																
必要性	東京都の事業であるが、一定の所得以下の者等が対象となっていることもあり、対象者の居住する身近な市区町村での相談窓口開設が対象者の利便性を高める。																
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	決算額（21,22年度は見込み）					21,000	14,950	14,950
	人件費					13,577	14,102	14,950
	【事務分担当量】（%）					4,235	3,258	
	合計（+）	0	0	0	0	17,812	17,360	14,950
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					13,577	14,102	14,950
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	4,235	3,258	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	相談件数（件）					408	1,115	1,200
	就職チャレンジ支援（人）					29	68	80
	生活サポート特別貸付（人）					2	11	30
	チャレンジ支援貸付（人）					17	41	50

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	業務委託	13,577	業務委託	14,102	業務委託	14,950

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	就職チャレンジ支援事業	-	191 29	463 68	500 80	-	上段：相談数 下段：申込み受理数
	生活サポート特別貸付事業	-	60 2	263 11	300 30	-	
	チャレンジ支援貸付事業	-	157 17	389 41	400 50	-	

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> 1 20年度から22年度までの3年間の時限事業である。 2 生活サポート特別貸付を受けるには、就職チャレンジ支援事業等を受ける必要がある。 3 類似事業と対象者が重複する場合がある。 4 事業終了及び再構築の事業について、円滑な事務処理と利用者への適切な対応を行う。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
現行の広報の強化、徹底。関連機関との連携の強化。企業説明会、就職面接会等における相談ブースの設置等による広報活動の展開。	対象者への周知。相談件数の増加。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	東京都からの受託事業で、今年度が最終年度（予定）である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅手当緊急特別措置事業 (仕事・生活サポートデスク)	部課名	福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	鈴木 眞一	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	住宅手当緊急特別措置事業(01-19-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 21 年度	根拠法令等	荒川区住宅手当緊急特別措置事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。(生活全般の相談をうけ、対応策や関係部課との連絡調整を行う)				
対象者等	支給申請時に次のいずれにも該当する区民 平成19年10月1日以降に離職した者(雇用形態、離職理由は問わない) 世帯の主たる生計維持者 就労能力及び常時就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申込みを行う者 住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者 住宅を喪失するおそれのある者とは 及び に該当し、賃貸住宅等に入居している者 原則として収入のない者(臨時的・一時的収入がある場合、同居の親族に収入のある場合は、単身世帯 月収8.4万円+家賃相当分以下 2人世帯 月収17.2万円以下 三人以上の世帯 月収17.2万円+家賃相当分以下であること) 生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が、 単身世帯 50万円以下 複数世帯 100万円以下 であること。 国の住居喪失離職者等に対する雇用対策による貸付・給付、地方自治体等が実施する類似の貸付・給付を受けしていない者				
内容	支給額(上限額) 単身世帯 月額53,700円 複数世帯 月額69,800円 支給期間 6ヶ月間+3ヶ月(延長を認められた場合) 支給対象者は、支給期間中に、次のとおり常用就職に向けた就職活動を行うこと。 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 毎月2回以上、区の支援員等による面接等の支援を受けること。 週に1回以上求人先に応募を行うこと。				
経過	国の経済危機対策として、平成21年度補正予算により平成21年10月より実施。生活福祉資金(総合支援資金)の貸付と併せ、住宅の確保や就労までの生活を支援する。生活保護によらない第二のセーフティネット制度として発足。(それに先立ち6月から区独自に仕事生活サポートデスクの常設窓口を設置)				
必要性	国の経済危機対策として全国的に実施している事業であり、離職者の仕事・生活をサポートとして必要なものである。(生活困窮者等の相談窓口として区が先行して開設し、部課、関係機関を結ぶネットワークの要である)				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	生活・就労相談員を配置。社会福祉協議会、ハローワーク、保護課等庁内関係部課、不動産業団体、病院等、問題解決に繋がる機関との連携による対応。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額							15,012	27,778
決算額(22年度は見込み)							3,275	27,778
人件費							1,955	
【事務分担量】(%)							45	
合計(+)		0	0	0	0	0	5,230	27,778
国(特定財源)							5,213	27,778
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	0	0	0	17	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	単身世帯						15	31
	複数世帯						6	15

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			非常勤相談員報酬	0	非常勤相談員報酬	2,411
	共済費			非常勤共済費	0	非常勤共済費	301
	旅費			職安同行訪問	0	職安同行訪問	30
	一般需用費			消耗品費	16	消耗品費	50
	役務費			振込み手数料	0		0
	扶助費			住宅手当	3,259	住宅手当	24,986
				21年度報酬費等は職員課対応			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	常用就労率			1件 (4%)	5件 (10%)	10件	21年度東京都住宅手当受給者の再就労率2%
	生活保護法によらないホームレス等支援件数			6件	12件	20件	従来生活保護及び緊急一時保護施設で対応していた事例の支援
	セーフティーネットとしての相談、関連部課等への連絡			478	828	1000	21年実績、22年年間推定。

（問題点・課題）	<p>住宅手当制度による離職者支援では、離職者が再度常用就労に就くための支援が軸であり、手当を支給することだけを目的化しない。就労のための住宅確保であり、生活支援である。しかし、区では就労支援の経験に乏しい 手当受給者の半数は、従来から不安定雇用の労働者であり職業キャリアもない層がかなり占めている。年金生活者に移行すべき層が、無年金者として就労を希望している。相談者の中には、精神及び身体に障害をもつ者も多く、新たな支援策が必要。最大の課題は、ハローワーク等との連携のもと受給者の状況に応じた、雇用の創出であり、生活全般の支援に取組む各部署とのネットワーク作りが必要。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>国の要領による事業であり、全特別区で実施。（仕事・生活サポートデスクは、区単独事業）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
就労相談の充実。相談員の育成 相談体制の充実、ハローワークとの連携により個別相談の充実	常用就労率の向上。
うつ病、発達障害、アスペルガー症候群等の障害をもつ相談者と、障害者福祉関係の支援窓口での連携	精神障害者の場合、通院や日常生活の相談を踏まえて、障害者に対応する的確な就労相談につなげる。自殺防止対策として、ゲートキーパーの役割。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	21年中半からの事業開始であるが、22年度当初から相談件数は確実に増加している。雇用状況の混迷やワーキングプア、無年金者等の低所得者、生活困窮者へのセーフティーネットとなりえる事業を展開する

況議 （要 旨） 問 状	現在のところなし。
--------------------------	-----------